

平成25年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年3月7日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

29番 菊地弘明議員

1. 自動販売機について
2. 歩道整備について
3. 教育行政について

25番 東泉富士夫議員

1. 学校給食の食物アレルギー対策について
2. グループホーム等の安全対策について

12番 岡部瑞穂議員

1. 商工、観光産業について
2. 跡地について

20番 平山啓子議員

1. ボランティア・ポイント制度について
2. 広げよう命をつなぐ教育へ
3. 期日前投票について

出席議員（27名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

8番 岡本真芳君

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君

農業委員会 事務局 長	藤 田 一 郎 君	西 那 須 野 長 支 所 長	齊 藤 誠 君
塩原支所 長	君 島 淳 君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼 議事課 長	渡 邊 秀 樹	課 長 補 佐 兼 議 事 調 査 係 長	石 塚 昌 章
議 事 調 査 係	若 目 田 治 之	議 事 調 査 係	人 見 栄 作
議 事 調 査 係	小 磯 孝 洋		

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は27名であります。
8番、岡本真芳君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

菊地弘明君

議長（君島一郎君） 初めに、29番、菊地弘明君。
29番（菊地弘明君） おはようございます。志絆の会、菊地弘明です。

市政一般質問を通告書に基づいて行います。

1、自動販売機について。

公共施設内に設置している自動販売機について、他市におきましては、入札制度を取り入れ、市の収入増につなげているところがございます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

本市の自動販売機における現状について伺い

ます。

県内における他市の状況はどうであるか伺います。

入札制度を導入するに当たり、問題点等をどう考えているか伺います。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 菊地弘明議員の質問にお答えいたします。

私が市長に就任して2回目の質問になりまして、前回と、文章で表現すると、全体的に余り前進していないんじゃないかみたいな受けとめになる可能性はありますけれども、この件については、今、順次お答えをしていきますが、担当部において、アヒルの水かきではありませんが、もう相当前進した内容になっていると、こういうことを踏まえながらの答弁とさせていただきます。

まず、市の自動販売機の現状について、にお答えいたします。

本市の公共施設に設置されている自動販売機の台数は、30の施設、前回31と答えていますが、1つ取り壊されておりますので、101台設置されております。設置されている自動販売機の中には職員の福利厚生を目的としたものや収益を福祉目的に使用している自動販売機などがありますが、入札制度により設置した自動販売機は今のところありません。

次に、県内における他市の状況についてお答えいたしますと、本市を除く県内13市のうち入札制度を導入している市は8市となっており、入札による効果は、入札を導入する以前に比べて平均すると13倍ほどに収入がふえていると伺って、統計で調べてございます。

他市の状況を見ますと、自動販売機を入札制度により設置することは、間違いなく収入増に一定の効果があるものと考えております。

次に、入札制度を導入するに当たり、問題点をどう考えているのかについてお答えいたします。

入札制度を導入するに当たっては、先ほど申し上げましたように、収益を福祉目的に使用しているものなど、入札になじまない自動販売機があるものと考えています。

公共施設への自動販売機の設置については、入札制度による設置を進めていきたいと考えておりますが、入札制度になじまない場合の例外規定を設けるなど、自動販売機の設置に関する取り扱い基準を明確に定めて、適切な運用が図られるよう現在検討が進んでおります。

第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ただいま市長さんからご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、この市庁舎ができた昭和58年に議員になりました。ことしで30年目というようなことで、30年たっておりますけれども、いつも質問に当たっては非常に緊張しております。どうぞよろしくお話ししたいと思います。

今、市長さんからご答弁がありました。からまで関連しておりますので、一括して再質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今のお話の中で、福祉関係とか、それから本庁舎においては職員労働組合さんに対して設置を許可していると、職員の方の福利厚生のためにというようなことなので、そういうようなものは入札になじまないというようなことで、例外規定等を設けなければいけないのではないかなというようなお話でございましたけれども、実はこの件につ

きましては、昨年の6月に質問をさせていただいております。

その中においても、市長さんのお話の中で、施設の有効利用と使用料収益を図るために、どのような使用許可が望ましいのか、入札制度の導入を含めて総合的に調査研究をしていきたいというようなお話があったわけでございまして、市長さんのご答弁ですと、アヒルの歩みのように遅いかもいけないけれども、順次進んでいるんですよというようなお話でございましたけれども、このような入札に関して話し合いというのは何回ぐらい行われているのかなど。その内容的なものも、もしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 入札制度導入についてでありますけれども、先ほど市長から答弁がありましたように、今後は入札制度によって、財産の貸し付けという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

話し合いでございますけれども、まだ外部との話し合いは進めておりません。といいますのも、内部でよく固めた上で、庁内での意思決定を持った上で外部との接触を図ってまいりたいというふうに考えております。部内のほうではある程度固まってきておりますけれども、最終的な庁内での意思決定がまだできておりません。現在はそのような状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 6月の質問におきましても、台数は1台減りましたけれども、本庁舎、支所、出張所、また黒磯公民館や、いろんなところに入っているわけでございますけれども、差し当たってすぐに入札をやる箇所というのはどのようなところと捉えているのか、ちょっとお尋ねを

しておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 各施設によりまして使用許可の契約を実施しております。そういった中で、契約の満了に該当する施設について、25年度以降に契約が満了する施設ですね、そういったものについては、次回の契約については入札制度で実施をしてみたいというふうに考えております。

ただ、施設によって契約期間、契約の年月日がまちまちでございますので、それらをよく調査いたしまして、今後、入札を実行してみたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今の部長さんのご答弁のように、各施設ごとに選定のやり方というのは違うんだというお話は聞いておりますけれども、この25年度に期間が満了するとか、そういう施設の台数というのは何台ぐらいあるのか、もしおわかりでしたらお知らせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 申しわけございません。詳細な台数というものは把握してございません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） じゃ、それは結構です。

そういう中におきまして、民間業者の方が入っていると思うんですけども、前回もそういうことで6月に聞いたんですけども、この施設と台数というのはそのときと変わってはいないんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 民間でございますけれ

ども、昨年6月では15施設、61台ということでありましたけれども、ご案内のとおり、ゆっくりセンターが廃止になりまして、その分、1台が減りました。それで14施設、60台という状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この民間業者は、まずどのようにして選んだのかなど。

また、その中に市内の業者の方も、6月のご答弁の中では、10社程度が市内の業者だというお話があったんですけども、その10社程度なのか。

また、この市内の業者をどのようにして選定したのかなというようなこともあわせてお尋ねしておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 各施設における民間業者はどのように選定ということでございますけれども、これらについてもやはり各施設まちまちでございます。新しく建てたときに、民間業者のほうのやりとりの中での契約というものもでございます。あとは、ぜひこういった自動販売機を設置してくれということで、施設から申し述べて設置をしていただいたというような経緯もでございます。そういったことで、各施設まちまちという状況でございます。

あと、現在のところでありますけれども、市内10社というところは変わってございません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 市内の業者はどのようにして選んだのか、その選定した基準といたしますか、どのようにして選んだか、お知らせ願いたい。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 市内でどういう基準と

いうことでございますけれども、明確な基準というものは今までございませんでした。施設の近隣の商店とか、そういったところから選んでおったというのが実態でございます。

そのようなことで、そういった、いわゆる施設によってまちまち、明確な基準がなかったということでございますので、今後の契約に関しましては一般競争入札で実施をしたいということで現在進めております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 明確な基準はなかったんだというような中で、もちろん設置するためには、年間設置料幾らだとか、それから売上げの何%とかというようなことがあるんじゃないのかなと思うんですけども、選定がばらばらだということなので、1つの選定基準で結構ですので、それをお知らせしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 基本的に使用料につきましては、那須塩原市行政財産使用料条例というものがございますので、これに基づきまして使用料というものを徴収しているということでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 大変申しわけないんですけども、ちなみにその使用料はどのぐらいなのか、ちょっとお知らせしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 全施設で使用料を取っておる合計が235万2,640円という状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） その金額についても6月

のときにお聞きしたわけでございますけれども、先ほどの市長さんのお話ですと、県内の13市の中で8つが入札を導入しているんだというお話があったわけでございますけれども、そういう中におきまして、6月のご答弁の中でも、県は600万円だった使用料が1億8,000万円になったんだというお話もあったわけでございますし、鹿沼市でも、従来、業者が申請して設置して、その後は年3,000円と売上額の10%のみを手数料として市に納めていたんだと。それが、一般競争入札を導入することによって、すごい収入増につながったというようなお話があったわけでございますけれども、今の部長さんのお話ですと、一般競争入札に向けてやっているんだというようなことなので、その点についてはよかったなというふうに思っているわけなんですけれども、そういう中におきまして、市長さんが変革というようなことを掲げて収入増を図っているわけなので、やはり他市の例もよく見て、これからの一般競争入札に関しましては、よく調べていただいてやっていただきたいなど。それによって、やはり100台からの自動販売機の使用料というのは、私は235万円どころではなくて、相当アップするのではないかなというふうに思っております。

鹿沼市さんにおいても、484万円であったものが2,170万円になっているわけですから、こういうことからいきますと、やはり当市においても100台、そのうち、職員の方の福利厚生とか、それから社会福祉協議会とか、そういうものを配慮しても、相当な収入増が見込まれるのではないかなというふうに思っているわけでございますし、そういう中におきまして、佐野市の県内自治体で初のゼロ%で入札と。これは平成22年のちょっと古い話なんですけれども、その辺のことはご存じでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 佐野市でのゼロ%の入札というものは承知はしておりません。ただ、入札前と入札後ということで大体100倍の収入増があったというのは承知をしております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 佐野市の場合は、売上額の何%を納めるかというものを競う条件つき一般競争入札を行ったんだというようなことで、そういうようなお話が出ているんだと思います。

ですから、今後、この自動販売機を導入するに当たりまして、ぜひともそのようなことも、先ほど来からお話ししておりますように、そういうものもよく検討して、市の収入増につながるように配慮していただきたいなというふうに思っておりますし、この入札を導入している各市におきましては、財源の確保というものが一番大きな要因だと思っておりますという部長さんの6月の答弁もございますので、ぜひともそういうようなことで検討して、そして一刻も早くそういうものを導入して、市の財源確保に頑張っていたきたいということをお願いいたしまして、1番は終わりにしたいと思います。

次に、2の歩道整備について。

通学路における危険箇所点検におきましては、全国で7万を超える危険箇所が報告されており、当市におきまして、75カ所もの危険箇所が見つかっております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

当市で見つかった75カ所ある危険箇所について、どのように対応したか伺います。

危険箇所改善のため、どのようなことが考えられるか伺います。

歩道の設置等、通学路の安全確保のため、市

が行っていることについて、現時点の施策と今後の展望をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいま歩道整備についてのお尋ねがございまして、とにつきましても、私のほうからご答弁を差し上げたいと思います。

まず、点検した75カ所についてでございますが、点検の結果、歩道の設置等が難しく、通学路の変更等により対応いたしましたところが14カ所、ボランティア等による立哨指導等により対応したところが4カ所、警察への要望や道路管理者の改善が未定の箇所、交通安全指導により対応したところが33カ所となっております。

なお、道路管理者による歩道や路側線、ポストコーンの設置等の対応がとられたところが12カ所、警察署による横断歩道の設置と移設対策がとられたところが2カ所ございました。

なお、残りの10カ所についてでございますが、道路管理者あるいは警察に具体的対策の予定があるものでした。これらの10カ所については、そのような予定があるものでございました。うち2カ所につきましても、道路管理者が平成25年度中に歩道の整備、あるいは橋の拡幅、これに伴う用地の確保を行う予定でございます。

続きまして、の危険箇所改善のためにどのようなことが考えられるかについてお答えをいたします。

危険箇所の改善は、道路の拡幅、あるいは歩道、ガードレール、カーブミラー、ポストコーン、路側線、信号機や標識の設置など、関係機関が連携して改善策を講ずることであると考えております。

現実的には、さまざまな課題により、にわか

対応できない、こういったこともあります。安全意識を高めるための教育と、教職員や地域の学校安全ボランティアが立哨指導や交通指導を引き続き行っていくことも非常に重要であると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（薄井正行君） 私からは、の歩道の設置等、通学路の安全確保のため、市が行っていることについてということでお答えをします。

歩道の新設、設置につきましては、用地の確保、あるいは事業費用への対応等、なかなか難しいものがございます。このようなことから、平成22年度から市独自の通学路整備事業を実施しております。今年度までに3路線、延べ1,028mの整備を行いました。

また、道路新設改良に伴いまして歩道の整備を行っているわけですが、それらについては、今年度、延べ710mを実施しているところでございます。

平成25年度につきましては、引き続き市道埼玉鳥野目線などの6路線で約1,700mの整備と、新たに市道黒磯西岩崎線、あるいは埼玉縦1号線など5路線の整備に向けた調査計画に着手する予定としております。

なお、今後とも、さまざまな手法を取り入れまして、引き続き通学路の安全確保の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） ご答弁、大変ありがとうございました。

これも去年の12月6日に平山啓子議員が質問しております。そういうようなことでございますけれども、今のお話ですと、75カ所のうち65カ所

が対策済みなんだというお話でありましたけれども、通学路の変更、交通安全指導、立哨指導というようなことで改善を図ったんだというようなお話でございますけれども、この対策済みの箇所がそれでもって危険箇所の解消というような捉え方をしているのかなと思うんですけれども、その辺についての考え方をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのご質問についてお答えいたしますが、これは日々、通学路の交通量等も物すごく変わってくると、あるいはその時間帯の交通のあり方も変わってくるという中で、決して全てハード的な部分においても解決したという理解はしておりませんが、先ほども申し上げましたように、にわかに対策として打ち出せるものはどのようなことかということで、児童生徒の命をできるだけ安全に誘導する方法ということで、どうしてもやはり交通安全指導とか、立哨指導とか、あるいは付き添って安全に下校時において対策をとるとか、具体的にできることは何かということで、対応済みというステージの中でこれらを挙げさせていただいているところで、認識といたしましては、全てそういうことでハード部分についても安全対策の歩道ができた、そういうふうな理解をしているところではございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 確かに今、教育部長さん、また建設部長さんがおっしゃったように、歩道を新設するとか、そういう場合には非常にお金もかかるし、またその土地を取得するのも大変であるというようなことはもう十分わかっております。そういう中でできることといえば、やはり交通指導とか立哨指導とか、そういうものにならざるを

得ないなというようなことはわかっております。

そういう中において、路面の整備とか、それからガードレールとか、区画線の設置とか、それからラインを引くとかというようなことなんですけれども、市道の場合には簡単にそういうものはできるんですか。やはりこういうものをやるときには、県の公安委員会とか、そういうところとの話し合いによってそういうことをやるかということになっているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 今、さまざまな安全対策ということで、それらについては、道路管理者が行えることについては、独自にやれる範囲で積極的にやるということがございます。

それと、道路の交通規制に関しては、警察とも協議しないといけませんので、警察のほうに要望するということで、警察のほうから、公安委員会ですね、失礼しました、のほうで規制をかけるとか、対応によってさまざまでございますけれども、昨年度実施しました中には、ガードレールの設置であるとか、あとラインを引き直したとか、そういった形で対応できるところについては対応させていただいております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） そういう中におきまして、国道、市道、県道をまたぎながら、またその路線が混在しながら通っている通学路もあると思うんですよね。こういうときの話し合いというのは国、県、市というふうになるわけなんですけれども、それらは例えばどのようにしてなさっているのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 今お尋ねのように、当

然、市管理だけではございませんので、当然、点検には県のほうでも立ち会っていただいた部分もございますので、当然、県道部分については県のほうに要望する、あるいは県が独自に対策をとっていただけるということもございますし、また国道については、国道についてはほとんど整備されておりますので、そんなに多くはありませんけれども、もしある場合には、私のほうから国道事務所のほうに要望させていただいております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 県管理の道路についても地域の実情を踏まえて整備を行っていると思いますし、また交通安全施設の場合には栃木県の公安委員会に要望していると思いますけれども、これは多分毎年やっているのではないかと思いますけれども、そういう要望等について実現がなかなか、財政的なこともあるでしょうし、いろいろな事情はあると思うんですけれども、毎年行っている中で、こういう要望等の何というんですか、達成率というか、そういうものというのはそんなにないと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 道路の整備に関しましては、関係する市町でつくっております道路整備期成同盟会等を通じて要望したり、あるいは個別の、直接通学路でそんなに事業費がかからず対応できるような部分については要望させていただいております。最近では関谷上石上線の箒根中学校の前の整備、あるいは折戸西那須野線の横林小周辺の歩道設置の測量調査に入っておりますし、私のほうからも要望しましたし、地元からも県のほうに要望しまして、黒磯黒羽線の鍋掛十文字から大田原方面に向かって歩道が、まだ

今はついていないんですけれども、それらについては新たに調査に入っただけということでも今協議が進んでいる、そういったところがございます。

失礼しました。達成率なんですけれども、要望の全てが実現できるものではございませんが、要望については100%要望しておりますけれども、達成率についてはちょっと把握しておりません。議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 県道の場合は、各小学校から半径1kmの範囲において、優先順位をつけて順次整備をしているというふうなことを聞いているんですけれども、これはそれで間違いないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 随分前の情報でございますけれども、各土木事務所管内において各小学校の周辺の通学路の整備というのを優先順位をつけて整備していますよ、今お話のあった1km範囲でということで、そのどこからやるかというのを優先順位をつけて順次整備していますよという情報は以前にいただいたことはありますが、現在もそれで行っているかどうかについては、ちょっと確認はとれておりません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 児童生徒たちに自分自身の危険回避、あるいは安全への意識というのですか、そういった教育面からの注意喚起を行っていくと、このようなことで対応しているんだというような教育部長さんのお答弁が前の6月の議会であったんですけれども、具体的な授業というものは学校でどのように行われているのか、ちょっとその辺をお尋ねしておきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 子どもたちへの特に登下校時の安全指導ということなんですけれども、これは時期を問わず、通年で各学校にてお願いしているわけですが、前にお話ししたかもしれませんが、特に年度初め、新しい通学路が確定した段階で、実際に地域の大人、あるいは担当の教師等が同行下校等しまして、実際に実地踏査をして危険箇所等の確認をした上で、随時その箇所等について注視していくというようなことは行っておりますし、定期的に交通安全教室とか、そういったもので継続的に注意を喚起しているというような状況でございます。

また、年度の途中途中に交通安全運動期間がございますので、そういったところを利用して、街頭指導、立哨指導、そういったものを絶えず行っているというような状況でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 生活環境部のほうからなんですけれども、子どもたちの登校の安全確保ということで、交通指導員、今現在55名ですけれども、これを学校のほうと相談して、優先順位をつけた中で危険なところに配置して、登校中の子どもたちの安全確保、それと声かけなどによる正しい歩き方の指導なんかを行っています。

さらに、交通教育指導員というものを置いておまして、22年度からですか、1名ふやして、現在2名の体制で、学校、保育園と連絡をとりながら、交通安全の教室などを実施させていただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 交通安全のための指導とありますが、施策とありますが、教育長さんのお話、また生活環境部長さんのお話から、非常に配

慮していただいているなど。そういう中においても、やはり子どもたちがそういうものを守っているながらも交通事故が起きているというような現状もあるわけでございます、最後の質問になるんですけども、他市の例として、前も言ったんですけども、品川区ではハンプといいまして、でこぼこ、それから常滑市ではミントグリップといいまして、振動と音で対策を行っている。これらは、市のほうで行うとすれば簡単にできるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） ささまざまな対策があるわけですけども、例えばハンプのような場合には、交通の速度制限を同時に行わないと、通常の道路の形態で走行して、今度、車のほうの事故になるという危険性もございますので、それらは一体的に、交通規制とあわせた形でないとなかなか難しいというのがありますけれども、あと音を出すとか、ちょっと衝撃というか、ハンプではないですけども、そういったものについては幾つか、県道において実施されておりますが、ほとんどが交差点とか、そういった手前で危険箇所の回避のためにそういった設置箇所がございます。

効果については、まだ十分把握しておりませんので、必要に応じて今後検討したいというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 実は、このハンプにつきましては、1月29日のテレビ番組で、事故が非常に減ったというような報道があったんですけども、この点についてはご存じでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 申しわけございません。

ちょっと承知しておりません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 実は、千葉県の鎌ヶ谷市なんですけれども、10年間で事故が8分の1に減ったんだと。そして、それまでは人口割当たり事故ワーストスリーだったんだと。そして、東初富地区というようなところでこのハンプを10カ所つくったんです。そして、道幅にポールを立て、そして車道幅を狭めた。そのことによって、今まで時速40km以上の車が46.2%だったのが、4.1%に減ったと。また、人身事故も21件だったのが3件になったというようなことなので、ぜひともこのハンプとか、道幅にポールを立てて、それによってこのように減ったんだと。いずれも生活道路。要するに幹線道路をできるだけ避けて、生活道路などが歩道として使われているわけでございますけれども、この生活道路にそのようなものを設置して、事故が減ったし、車もスピードを緩めるようになったというような事例があるわけでございますので、ぜひともそのようなことも検討に入れて、先ほどお尋ねしたときは、このようなハンプも、市道の場合には、簡単にはできないでしょうけれども、そんなに難しくなくできるのではないかなというふうに思いますし、またこのポールもそういうようなことで立てることができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいなと思うんですけども、一応お考えを伺っておきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） いずれにしても車のスピードを抑えるような手法だというふうに思うんですが、それらについては、当然、道路の性格とありますが、そういったものを十分認識して、地元の方々との話し合いとありますが、そういった

ものを十分詰めないと、なかなか難しいところもありますが、そういった点については効果があるということであれば、今後勉強させていただきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今お話がありましたけれども、地元の方というようなことでございますけれども、やはり子どもが交通事故に遭わないようにということは、これは誰しもが願っていることなので、そういうようなお話を持っていったときは、そんなに困難なことではなく、実現するのではないかなというふうに私自身は思っておりますので、そのような検討するときは、積極的にそういうことでやっていただきたいなということをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

3の教育行政について。

ゆとり教育を見直した新学習指導要領が小中学校では既に実施されており、高校においても来年度から全面实施となります。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

平成25年1月15日、文部科学省が学校週6日制を検討すると表明しております。検討すべき点としてどのようなものが考えられるか。また、検討内容に対する市の考えをお伺いいたします。

土曜日授業を既に実施している自治体があります。実施自治体考えるメリットにはどのようなものがあるのか、市の考えを伺います。

土曜日授業の実施における問題点にはどのようなものがあるか考えるか伺います。また、その問題点に対し、解決策をどのように考えるか伺います。よろしくお願いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、学校週6日制に関係するご質問にお答えしてまいります。

まず、学校週6日制の検討すべき点につきましては、さきに、1月15日、文部科学大臣が記者会見の中で、学校週6日制の課題につきまして省内で整理しているというふうな報道がございました。

これにつきまして、各種報道、あるいは現行の週5日制の実施を踏まえて考えてみますと、週6日制の実施に当たりましては、現在、土曜日は休業日となっておりますが、これは学校教育法施行規則で決められているということ。それから、教職員の勤務時間につきましては、労基法によりまして、現在、週38時間45分というふうになっていること等が検討される内容というふうに伺っております。

いずれも関係法令で規定されておるものでありますので、教育委員会といたしましては、今後の国における検討を待つ必要があるかというふうに考えております。

次に、現行制度における実施自治体考えるメリットについてということでございますが、平成22年度から実施をしております東京都の場合、土曜日授業を実施している全体の4割以上の小中学校が年6回以上の授業を行っていると聞いております。

また、その土曜日授業の効果といたしましては、1つに、特色ある教育活動が実施できる。それから、授業時間、時数が確保できる。また、授業参観を実施した場合、参観者が増加する。また、月曜日から金曜日の放課後のゆとりが確保できることなどを挙げております。

いずれも、保護者や地域住民に授業を公開し、学校の教育活動への理解を深めていただく機会がふえたということがあろうかというふうに考えております。

次に、土曜日授業における問題点についてお答えをいたします。

学校週5日制は、ご承知のように、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力をして、豊かな社会体験や自然体験などさまざまな活動を提供して、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間関係などの、いわゆる生きる力を育むことを狙いとして、2002年度から、前の、現行ではなく、その前の学習指導要領の完全実施にあわせて導入されたものであります。完全実施となってから10年以上がたっておりまして、社会にも定着しております。

自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動、あるいは社会教育施設や地域の団体における活動など、子どもたちが家庭や地域活動に関心を持ち、さまざまな人との交流を図る場、あるいは機会、これらについても次第に整ってきている状況にあるかと思っております。

土曜日授業が実施されることで、学校教育活動以外の活動の機会がこれまでよりも減るということが、1つは懸念されるだろうと思います。また、別な意味で児童生徒への負担、あるいは教職員の勤務に負担がかかることも考えられるのではないのかなと、こう思います。

これらの問題の解決のためには、当然のことながら、教育課程に適切に位置づけるということはいうまでもございませんけれども、土曜日に授業を行う意義、あるいは意味を保護者や地域住民等に理解をしてもらうこと。負担を考慮して、実施回数に上限を設けることなどが考えられます。

ちなみに、本県におきましては、平成23年1月7日付で県の教育委員会から各市町教委に通知がございまして、実施に当たっては月2回を上限としていただきたいと、こんな通知も発出されているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、教育長さんからる説明があったわけでございますけれども、からまで一括して再質問をさせていただきます。

この週6日制の表明の背景というものは、どのように捉えているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 恐らく、今回の学習指導要領の改訂も、授業時数がふえてきていること。それから、ゆとり教育の中で子どもたちの学力が低下したのではないかと、こういった議論がなされている。そういったものが背景にあるものと思われる。

また、自民党の選挙公約の中にも土曜日授業というのが明記されておりまして、そういったいろいろなものの中から今回出てきているのではないかなと、こんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） すみません、ここでちょっと から 、一括して再質問させていただきます。

全国の公立小中学校で土曜の正規授業が実施されている学校があると思いますけれども、それらの点について把握はなさっているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどお答えしましたように、東京都の例、それから県内で幾つかの自治体がやっているということは承知しております。ただ、詳細についてというふうに言われますと、どこまで情報を子どもが持っているかというのは、ちょっと心もとない部分もありますが、そんなような状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） これは2011年のデータなんですけれども、全国の公立小中学校での土曜正規授業の実施状況というようなことで、東京都は1,889校が導入しております。また、埼玉県では247校、栃木県ではこの時点では3校、熊本県で2校というようなことになっておりますけれども、こういう中においてお尋ねしたいと思うんですけれども、土曜日授業の復活というものが何か全国的に広がっているのではないかというふうに思われるんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員がおっしゃるとおり、実態としては、現在実施をされております現行の学習指導要領で授業時数もふえております。したがって、月曜日から金曜日の中でそれを押し込めていきますと、現在は1年生でも水曜日を除いて月、火、木、金が5時間授業、あるいは高学年になりますと6時間授業というような形で、正直言って週日課については大変込み合っているというような状況もございます。

また、もう一方では、土曜日に授業参観等を実施することによって、多くの保護者の方に来ていただけるという、そういった配慮で実施される場合もありますし、以前からもありますように、行事等につきましては、土曜日に実施をすることに

よって、多くの保護者、あるいは地域の方に学校を公開できるというようなことでの実施というものもあるというのが現状かというふうに思います。
議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 私の調べた中でも、今年度だけでも福岡県や福岡市、北九州市、また佐賀県も全市町拡大に向けて研究を進めているというようなこともありますし、またこの週6日制が検討された背景というのは、今、教育長さんがおっしゃったように、やっぱり新学習指導要領の実施による授業増というものが非常に関係しているのではないのかなというふうに私は思っております。

そういう中において、学習指導要領で標準として示された時間は1,015時間というふうになっておりますけれども、本市においては、この時間はどのようになっているでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 本市におきましては、学習指導要領に示されました標準の授業時数、これはきちんと教育課程の中に位置づけて、適正に行われているというふうに認識をいたしております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 先ほど教育長さんから東京の例が、土曜日授業、出されました。東京の場合は、いずれの学年も1,031時間以上だというふうになっております。そういう中で、今お話のありましたように、その授業時間のふえたものに対して、時間数をふやして5時間授業だ、高学年の生徒は6時間授業だというようなことで対応しているのではないかと思いますけれども、この増加した時間を今言ったような授業の時間をふやすだけで賄えるのかどうか。学校によっては振りかえの、長期休業のときにやるとか、そういうような

ことで対応しているというようなお話も聞くわけ
でございますけれども、本市においてはいかがで
しょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 東京都の場合、お聞き
しますと、土曜日に授業を実施した場合に、別な
日にそれを振りかえて休みをとるといようなこ
とではなく行われているというふうにお聞きして
おりますので、議員がおっしゃったように、その
分、授業時数がふえているんだらうと、こう思っ
ております。

ただ、本市の場合、栃木県内、多くの場合には、
土曜日に授業を実施した場合には、別な日に振り
かえをするということですから、実際に授業時数
が著しくふえるというような状況にはないのでは
ないかなというふうに思っております。

ただ、現行の中で、きちんと各教科等の年間指
導計画を立てて、その中で適切に授業を割り振っ
て実施をしていただいているというふうに思っ
ております。ただ、授業時数がふえますので、その
分、放課後の子どもたちの活動の時間が非常に圧
縮されてきているというような実態もあるという
ことは十分承知しております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） これは東京の場合ですけ
れども、授業の日数が5日以上ふえたという東京
都の校長会の発表があったというようなことでご
ざいまして、年間授業日数を増加した方法として
は、土曜授業をふやしたというのが47%で、ほと
んど半分であるというような結果が出ております。

また、そのほか、振りかえ休日とか長期休業日
をというような、そういう話もあるわけござい
ますけれども、そういう中において、やはり先ほ
どお話がありましたように、6時間授業も行って

いるのではないかと思うんですけども、この6
時間授業を行っている子どもたちの反応というも
のはどのようなものとして捉えているのか、ちょ
っとその点についてお尋ねをしておきたいと思
います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 当然、授業時数もふえ
ておりますので、子どもたちにとっては、ある意
味、負担増になっているということは否めないで
あると思います。

また、学年の初めですね、特に低学年におきま
しては、学校生活になれるということがとても重
要なわけですけれども、その部分について、各学
校でいろいろ工夫をしながら行っていただいでい
るというような状況であらうと、こう思っており
ます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） この6時間授業を行って
いる茨城県のある町のことなんですけれども、母
親は、6時間ある日はぐったりして帰ってくる。
不機嫌で、宿題をさせるのにも苦勞し、ストレス
がたまっているみたい。学校では、6時間目にな
ると、児童が雑談したり、片づけをしなくなっ
たりという様子も見られるんだと。その校長先生
は、やはり1日6時間詰め込むのは子どものため
にならないというようなことを言っているという
報道がございます。

そういう中において、やはり授業時数がふえた
というようなことで、土曜日の授業ではなくて、
放課後の補習や長期休業中の補習授業というん
ですか、そういうもので対応しているところもあ
るんだという話も聞きますけれども、これらにつ
いてご存じでしたらお知らせ願いたいと思いま
す。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 授業時数増にどう対応しているかの部分で補足させていただきますと、学校におきましては、いわゆる教科等の授業のほかに学校行事等も入っておりまして、それらが教育課程の中に位置づけられているわけです。そうしまして1年間の年間時数を算出しているわけですが、夏季休業中とか長期休業中に行われる活動につきましては、これは教育課程には位置づけていないものでありますので、授業時数の中にカウントするというはしていないわけでありまして、あくまでもこれは自主的に放課後に子どもたちの勉強の様子を見るというものと同様のものではないのかなというふうに思っております。

実際、本市におきましても、夏季休業中に学校に子どもたちが来て、勉強して、それを先生方が面倒を見るというようなことは、もう何年も行われております。現状としては、そんなような状況でございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） これも一例なんですけれども、北海道では7割以上の学校が放課後補習をやっているんだと。そういう中で、長期休業中の補習授業についても、8割の学校が3日から4日間やっているんだと。それは何でやっているかといいますと、学力向上のためなんですけれども、全国学力調査でちょっと下のほうなので、それを補うためもあるんだというようなことがございます。

そういう中におきまして、先ほど、この土曜授業を行うのには地域住民の方の理解が非常に必要なんだというようなご答弁があったわけでございますけれども、埼玉県坂戸市というところの教育委員会のお話をしたいと思うんですけれども、ここの実情というものはご存じでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私どもとしては承知しておりません。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 坂戸市では、市内の小中学校20校が平成24年度、6回から10回の正規の土曜授業を行うということを決めたわけでございますけれども、これは実は、土曜授業を行うに当たってアンケートをとったわけなんですけれども、保護者の約9割が土曜授業に前向きだと。そういうことで決めたんだというようなことが載っております。

ですから、父兄の方は、今回の新学習指導要領の実施により授業がふえたんだというようなことに関しまして、また土曜授業を行っているほかの自治体のことを考えますと、やはりその根底には、学力の低下というものを非常に懸念しているというものが見えるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

そういう中で、実際に土曜授業を実施している自治体がいろいろございます。先ほどから特別な理由がない限りというようなことで、いろんな規則があるわけございまして、やはり行っている自治体というのは、そういう規則をクリアしてやっているわけございまして、そういうような方法でやればできるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういう中においては、地域住民の方が主体になってやっているとか、そういうようなことがある反面、教師の方が主体になってやっているというようなところもございます。

一例を挙げますと、岡山市では全市の小中で土曜授業をやっているんだと。岡山県の赤磐市立赤坂中学校というところは、教師役として学生、生徒の保護者、卒業生の保護者、塾の先生、それか

ら毎回、校長、教頭が立ち会っているんだと。また、大阪府の池田小学校では、先生が中心になってやっているんだと。そして、月1回、教職員はボランティアとして土曜教室の運営に携っていると。そして、勤務日として数えていないと、そういうふうになっております。また、東京の場合は、大部分は地域住民が担っているんだと、そういうようなことが報道されております。

ですから、特別な理由がない限りというようなことでございますけれども、他市の例を見ますと、やはりそういうようなことで、やることは可能なのかなというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 幾つかの先進事例があることは承知しております、そういったものについては、今後、引き続き研究をさせていただきたいと思っておりますが、きちんとした教育課程に位置づけて、授業として実施をするという場合には、基本的にはきちんとした、教職員がそれに携わるといことが前提ではないのかなというふうに思っております。その場合にどうしても、職員の勤務時間の問題をどうクリアしていくかということは、大きな一つの課題ではないのかなというふうに思っております。

現行におきましても、土曜日に勤務をした場合には、どこかでは振りかえをとるということで対応せざるを得ない状況にありますので、そういったものを含めまして、当然さまざまな課題が学校現場にもあることは十分承知しております。そういったものとあわせまして、冒頭申し上げましたように、国として今後どういうふう to これらの問題について扱っていくのかということを引き続き注視しながら、より適切な学校教育活動ができる

ようにしてまいりたいと、こう思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 確かに今、教育長さんがおっしゃるように、土曜日授業の実施には教員の方の理解がまず必要だというようなことだと思うんですね。そして、学校だけでは判断できないと。また、今お話のありましたように、教員の振りかえ休日とか、また文科省は保護者や地域住民が参観できるようになっている土曜授業なら黙認しているという現状がございますし、先ほど来からお話がありますように、一定の条件があるんだと。そして、授業を公開しなければいけないと。それから、保護者、住民が参観する学校行事、保護者が補助する授業、児童生徒が地域を理解する学習、そのようなものがあることは存じております。

そういう中において、やはりメリットとして考えられることは、先ほど教育長さんからもお話がありましたけれども、土曜授業には保護者が参観しやすく、地域の人々にも協力を求めやすい。また、学力の向上につながる。また、地域の人々がスタッフを務めることで、学校では把握できない生徒の情報が入ってくる。また、学びたいけれども塾へは通えない、そんな生徒の思いに応えようと。そういうメリットがあるのではないかと考えております。

子どもたち、大変な時代になっておりますけれども、教育委員会としても大変な時代でございますけれども、未来を担う子どもたちのためでありますので、ぜひともその辺のところもよく検討していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、29番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

東 泉 富 士 夫 君

議長（君島一郎君） 次に、25番、東泉富士夫君。
25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、公明ク
ラブ、東泉富士夫でございます。

通告制に従い、市政一般質問を行います。

1、学校給食の食物アレルギー対策について。

調布市の小学校で給食を食べた女子児童が、食
物アレルギーに伴う急性症状の疑いで亡くなった
問題を受け、食物アレルギー対策が改めて問われ
ている。こうした悲劇を二度と繰り返さないため
にも、再発防止の構築を急がなければならないと
考える。本市の現状と対策について伺います。

今まで児童生徒の学校給食における食物アレ
ルギー対応はどのようになされてきたか、お伺い
します。

調布市の事故を受け、本市としてのアレルギー
対策について、どのように取り組まれているの
か、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問
に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 東泉議員のほうから学
校給食の食物アレルギー対策についてお尋ねです
ので、順次お答えをしたいと思います。

まず、学校給食における食物アレルギー対応に
ついてお答えをいたします。

本市では、保護者からの要望と、平成19年4月
に文部科学省が公表したアレルギー疾患に関する
研究調査報告書の提言を受けまして、平成20年度
に「那須塩原市学校給食における食物アレルギー
対応の手引」を作成いたしました。平成21年度か
ら、保護者からの申請に基づき個別支援を開始し
ております。

その内容は、保護者、学校関係者、調理場職員
が面談を行い、対象児童生徒個々のアレルギー症
状などを詳しく確認した上で、給食施設の設備や
人員配置の状況等を踏まえて学校給食における
対応を決定し、除去食や代替食などを提供して
おります。同時に、調理現場や学校内では、配送、
配膳について誤配のないよう細心の注意を払っ
ております。また、対象児童生徒や保護者に対し
て詳細献立表や食品成分表を配布するなど十分な
連絡、調整を行い、さらには必要に応じて栄養指
導を実施しております。

次に、昨年12月の東京都調布市での事故を受け
ての本市の対応ですが、まず、昨年末、文部科学
省通知「学校給食における食物アレルギー等を有
する児童生徒等への対応等について」を各小中
学校へ周知し、校内における指導を徹底いたしま
した。

さらに、ことしの1月でございますが、事故の
経緯等が報告されたことを踏まえまして、教育委
員会から、食物アレルギー等を有する児童等に関
する情報を校内の全職員で確認し、共有するよう、
指導の徹底を改めて通知したところでございます。

また、現在、本市の食物アレルギー対応の手引
についても、緊急時の対応を含め、見直しを進め
ているところでございます。

今後も、事故発生等の不測の事態に備えて、対
象児童生徒に関する情報を全教職員が共有し、共
通理解のもと、適切に対処できるよう緊急連絡体
制を学校ごとに整備し、調理現場と学校が一体と
なって細心の注意を払ってまいります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 大変ありがとうございました。

本市においては、しっかりとした対応というん

ですかね、今部長のほうからされているということで、大変安心をしたというような思いでございます。

、 に関しましては関連しておりますので、一緒に再質問をさせていただきたいと思っております。

昨年12月、調布市の小学校で女子児童が給食が原因とされる食物アレルギーの急性症状で亡くなった問題を受け、事故を防ぐため取り組みに乗り出す学校も少なくないと思っておりますが、本市の食物アレルギーがある児童生徒の数と、何%くらいあるのか。また、今まで食物アレルギーなどに伴う急性症状のようなことがあったかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまお尋ねの児童生徒に対する比率といいたまいますか、それらについては承知しておりませんが、24年度の経過等の中では、市内で91名の児童生徒からアレルギー対応の届け出がありました。

さらに、25年度の現在、届け出等を面談、相談、こういったことを実施した後の数字として、84名の人数が報告されております。

それと、もう一つお尋ねがありました……。先に、失礼いたしました、構成比率といたしましては、0.9%程度の児童生徒のアレルギーということになります。

それと、議員が心配しておられます、それによって発症した深刻な事例というものについては、私ども教育委員会のほうに現在までは報告に至っていない、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

今、24年度は91名と、また25年度は84名、全体的には0.9%というようなお答えをいただきました。少ないか多いかは別として、非常に大事なことであると思っています。

この食物アレルギーを持つ子どもは年々増加傾向にあると、このように言われております。東京都が5年ごとに実施している3歳児のアレルギー調査によれば、2009年度の食物アレルギーは14.4%に上り、10年前と比べ倍増していると。このような状況にあると報告されております。

このような状況を考えると、今後、どこの学校でも深刻な食物アレルギーの問題に直面するおそれがあると、このように思われるわけですが、この点についてはどのような認識を持っておられるか、再度お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいま議員のほうから東京都の事例を数字をもって挙げていただきましたが、幸い、本市におきましては、少子化の傾向もございますので、数字的には、ちょっと申し上げますが、20年度が100名、21年度が149名、22年度が102名、23年度が92名と、いずれも低減傾向には数字上なっております。これは一概にどういった理由かという特定はなかなか難しいと思うんですが、そのような推移がございます。

それをもちまして、先ほど議員からのご心配になられている対応につきましては、それぞれの調理場における、あるいは調理場に有する学校、配膳をする学校、配送する学校の要するに体制、連絡体制、あるいは児童生徒のアレルギーの認識、そういったものをきちっとフォローできるような、そういう体制の整備、これがまずもってこういったものを防止する最大のシステムかなと、このようにも考えているところであります。したがいま

して、そういった体制に意を配して、きちっとそれらの対策を練っていくということが一番肝要なことかと、このような理解をしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

本市においては、今、部長からご答弁いただきましたが、20年、21年、22年、23年と、ふえたり減ったり、横ばいと、こんなような状況かなと。大変いいことだと思いますね。

ただ、今、いろんな状況からしますと、今後ふえる傾向にもあるのかなと、こういったことも考えられます。そういった意味では、今、部長からお話がありましたように、今後、あらゆる角度から万全の体制をとって、事故のないようにしていきたいというようなご答弁だったと思います。ありがとうございます。

今回のこの調布市の小学校で起こった給食アレルギー事故は、単純な人為的なミスで起こってしまった可能性が非常に高い事故であったと思います。チェック体制はできていたが、守られていなかったと。さらに、いざというときの対処、処置もおくれてしまったと、このように指摘をされております。この点は、自覚というんですかね、非常に大事な部分だと思いますが、これはまたこの学校でも油断をすれば起こり得ることだと思いますが、この点についてはどのような認識を持たれているかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 今お尋ねの件に関しましても、繰り返しになろうかと思いますが、やはり児童生徒に関する情報を校内の全職員で確認し、共有すると。さらには、その指導の徹底も含めて、これはやはり喉元過ぎればがありません

ので、繰り返し繰り返し、そういった児童生徒に関する情報等の共有を含めて、教育委員会から学校等にはそういったことで徹底をしていきたいと、通知をしていきたいということがやはり肝要なことかと心得ております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

事故というものは、起きそうなところで起きていないんだなと思いますね。災害でも何でもそうですけれども、忘れたころにやってくるというんですかね、そういう状況の中で、今、部長からご答弁がありましたように、全職員で共有して、しっかりとした指導のもとに万全を期していきたいと、このようなお答えであったと思います。

この調布市の事故は、全国で本当にこういった事故はめったにないというか、万が一というか、そのような状況ではないかなと私は思っております。しかし、これは、その万が一がどこの学校で起きるかもわからないというんですかね。万全の体制でいるから起きないかという、そうでもないし、非常に難しいことかなと私は思っております。

調布市でも女子児童のために除去食が、先ほど部長のほうからもご答弁がありました。用意されており、おかわりのときには担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりだったが、それが今回は守られなかったと。また、チェックの甘さが悔やまれるが、担任教師だけが確認する体制では人為的ミスが起こってしまうことを浮き彫りにしたとも言えると思えると。給食が子どもの口に入るまで、何人もの教諭らが確認を重ねる体制をしく自治体中にはあると。複数の目など、ミスを防ぐためのチェック体制づくりの知恵が重要ではないかと。

仮にアレルギーに伴う急性症状が起きた場合、その後の対応が重要となり、症状を緩和できる自己注射薬エピペンを30分以内で打てるかどうかで生死が分かれる場合もあるため、子どもにかわって教師がエピペンを打つこともできる。しかし、調布市の事例では、学校側の打つタイミングがおくれたことが指摘されております。エピペンの使用がためらわれないよう、教職員向けの使用講習会を積極的に開催するなど、周知を徹底していく必要があると言われております。

ぜひ本市においても定期的に実践的な講習会を開催していく必要があると考えますが、この点についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいま、緊急時といいましょうか、事故発生時の対応等についてのお尋ねでございます。

例えばの話でございますが、エピペン注射などの対応ですか、こういったものも、現在、手引の見直しを検討している最中でございますが、講習会等も含めて、こういったエピペン注射などについての検討も当然加えなければならない事項であろうと認識しております。

したがって、今後、その事故発生時の対応についても、全職員共通理解のもとに適切に対処できるような緊急連絡体制、こういったものとマッチングしながら、これらの検討も加えていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。よろしくお願いをしたいと思います。

今後、本市の食物アレルギーを持っている児童生徒を守るためにも、ぜひ実践的な教職員向けの

使用講習会を定期的で開催されますことを要望し、次の項目に入ります。

2、グループホーム等の安全対策について。

長崎市で起きた認知症グループホームの火災事故で4人が亡くなっている。この施設は、2010年4月に防火扉の不備などで行政指導を受け、9月に2回目の指導を受けていたが、改善措置を講じていなかったことが報じられている。本市の安全対策に対する考えを伺います。

本市における各施設の指導はどのように行われているのか、お伺いいたします。

事故後、本市内において指導を強化したものはあるか、お伺いします。

各施設の安全対策はどのようになっているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 東泉富士夫議員の質問に私からもお答えさせていただきます。

まず、グループホーム等の安全対策のご質問でございます。

グループホーム等の安全対策については、3月6日の市政一般質問、大野恭男議員にお答えしてまいりましたが、市としては、実地指導や事業所が行う運営推進会議などを活用し、日ごろから地域住民と密接な連携体制を確保し、実効性のある消防訓練、避難訓練等を実施するよう指導に努めております。

また、消防署は、今回の長崎市でのグループホーム火災事故を受け、緊急立入検査を実施し、消火設備や避難経路の管理検査、火災対応が徹底されているかどうかなどを確認しております。

今後とも、あらゆる機会を通して定期的に消防訓練や避難訓練を実施し、防火安全対策に万全を期すよう指導をしてまいります。

以上で第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

今後、しっかりした実効性のある訓練を行って、万全の体制でいきたいというようなご答弁だったかと思います。

この 、 、 につきましては関連しておりますので、一括して再質問させていただきたいと思っております。

また、先ほど市長のほうから話がございました、きのうの大野議員の施設における防火対策の現状ということで答弁がありましたので、おおむね理解をさせていただいております。

災害とは、天災とか火災とか事故とか、そういったものが入ると思いますが、これは忘れたところにやってくるものだなと、このように私は常々思っております。なぜかといえば、必ずと言っていいほど、忘れたところに同じようなことが起きると、このようにも思っております。

今回、長崎市で起きた認知症グループホーム等の福祉施設の事故は過去にも起きていますが、ほとんどが、大きな事故につながった場合、人為的なミスが原因で大きな事故になっていることは否めない、このようにも思っております。

今回のグループホーム火災にしても、リコール対象となっている加湿器が火元となった可能性が極めて高いことを会社側も明らかにしております。

この会社は、全国の新聞に広告を掲載するなど回収を進めていたが、回収できず、事故に至ったことを謝罪しております。これも、リコールの情報を早目にキャッチしていれば、未然に防げた事故になりますが、このような事故は今後も起きる可能性が高いと言っても言い過ぎではないと、私はこのように思います。

この点の安全対策についてはどのような認識を

持っているか、まずお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 長崎市の事故を受けての対応につきましては、昨日と先ほど市長が答弁したとおりでございます。

ただいまの質問は、器械なり器具のふくあいに、どういうふうな状況かなということでの、お尋ねかと思っておりますけれども、実際に今所有している、それぞれ設置している、そういう器具類がどういう状況かというのは、そういうのを何というんですか、メーカーとか、そちらで自主的に情報等を発信していただかないと、なかなか、設置している側としては、ちょっと察知するのは難しいのかなというふうには思っております。

先ほどの市長の答弁ではないですけれども、一応消防法とか、建築基準法とか、そういうものに従いまして、それに合致したものが設備をされているというふうに私のほうでは理解はしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 確かに今、部長からお話があったように、それを察知して未然に防ぐということはなかなか難しいのかなと、私もそのようには思いますが、しかし、またその辺も、本当に念に念を入れていけば防げる部分も相当あるのかなと、このようにも思っております。

話は変わりますが、3.11の東日本大震災以降、想定外という言葉がよく使われました。最近ほとんど聞くことはありませんが、それは、今、日本列島、どこで大きな地震が起こっても不思議ではないと、このように思っているからかなと、このようにも思っております。そう思うと、常に万が一ということを想定して、高齢者などが入居し

ているグループホーム等の福祉施設においては、何が起こっても対応できるような心構えを常に持っていることが最大の安全対策と私は考えるわけですが、この点については、再度、どのようなお考えを持っているか、お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 非常災害時の対応等について、どんなふうなことになっているのかというふうなお尋ねかと思えますけれども、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」ということで厚生労働省が定めているものがございます。これにつきましては、地域主権一括法の絡みで、市のほうで今度規程を設けまして、市のほうがかかわっていくことにはなるわけでございますけれども、この先ほどの基準の中に、非常災害対策にかかわる、こういう対策をとりなさいということで決めがございます。これについて、それぞれの決まりごとに、ふだんから点検なり、いろんなことを実施しなさいということになってございますので、先ほど申し上げた消防訓練、避難訓練等についてもその一部でありますけれども、それについて徹底をするということで対応させていただいているということでございます。

今回の長崎の事故を受けまして、国から改めて、そういうことになっているので、各市町村長から設置事業者のほうに改めて指導してくださいよということで通知もいただいております。その対応も今回もさせていただいているところでございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。今後、市のほうに大きくその責任がかかわってくるとい

うことで、消防、また避難訓練等もしっかりとやって、万全を期していくというようなご答弁であったと思います。

人間は、ややもすると、いろんな決まり、安全対策とか、いろんなことをしっかりとやればやるほど、ともすると思ひ込みというか、暗示というか、そこにかかりやすいというんですかね、そういった部分もあるような気がします。それは、基本的な安全対策をしっかりとつくり上げてしまえばしまうほど、それ以上の安全対策がなかなか出てこないというか、見えにくくなるというか、その辺がまた一つの死角、問題が起きる点かなと、私はこのようにも思っております。

それを打ち破っていくには、常に徹底した、先ほど部長が言いました消防を初め避難訓練等、こういったことを徹底して安全確認、万が一ということを考えながら持続させていくということから本当の安全対策が生まれてくるものと考えます。その点、今後、万全を期していきたいということでございますので、期待をしていきたいと思いません。

いずれにしましても、いざというときに、基本に従ってスピーディーな対応が何よりも大事であると私は思っております。それには何よりも日ごろの、先ほどもお話がございましたが、訓練が非常に重要であると、このように思っております。

以上をもちまして、私の市政一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡部 瑞穂 君

議長（君島一郎君） 次に、12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 議席番号12番、志絆の会、岡部瑞穂、市政一般質問をいたします。

私は、平成18年5月に那須塩原市議会議員に選ばれて以来、これまで一貫して本市の観光産業の発展と市民の福祉、ボランティア活動の向上を念頭に議員として務めてまいりました。その上で質問をいたします。

1、商工、観光産業について。

経済の景気回復が望まれ、政権が12月にかわりました。政府の政策が回復へのスタートとなり、目に見えるところでは、株価の上昇、為替の円安等が挙げられます。

当市におきましては、先ごろ、市長の平成25年度市政運営方針が述べられました。今後の商工、観光産業の回復に期待をし、以下の点について伺います。

本市における観光戦略の目玉の一つとして、特定任期付職員の任命が行われました。本市が考える景気対策事業により、どの程度の経済効果を想定しているか伺います。

平成27年以降、本市の人口は減少傾向になると示されました。ただし、先ごろの報道によりますと、25年2月1日に1人の減が発表されましたが、景気回復のため、他地域から多くの人を集客することが重要であると考えます。市が提案する施策を伺います。

商工、観光産業の活性化においては、より多くの方々に本市を訪れていただく機会を提供する必要があります。そこで、市としてコンベンションホール等の施設をつくる考えがあるか伺います。

塩原温泉地区では、地域の特性を全国へ発信するため、地域内の小学生たちがみずからの手によって、東京都内において直接観光アピールを行ったりしたことも聞きました。市内の基幹産業である各産業をこれからの那須塩原市を支える子どもたちへ伝え、広めていくような施策について、市の考えを伺います。

塩原温泉地区で生活をする者にとって、保育園は必要不可欠なものです。温泉街における保育園の存在をどう考えているか、市の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 岡部瑞穂議員の質問に順次お答えします。

まず、商工、観光産業についてのご質問でございますが、 の特定任期付職員の経済効果についてお答えいたします。

景気対策の一つとして、風評被害払拭に向けた各種のキャンペーン等を実施してまいりました。

市が管理する観光施設の平成24年4月から12月までの利用者数は、平成22年の同期の利用者に対して約18%の減少となっております。一つの数字でございますが、おおむねこのような状況の中で、依然として景気回復には至っていないと、こう考えております。

また、新たに採用する観光担当政策審議官のこれまでの豊富な知識と経験を生かしながら、観光団体及び関係機関と一丸となって、一日も早く観

光客入り込み数及び宿泊客数が東日本大震災以前の数値に回復するよう努力したいと思っています。

また、商工、商業、工業を含めて、観光だけではなく、特に先日、吉成議員にお答えしておりますが、景気対策、政権交代後の緊急経済対策等については、お答えしたとおり、非常に多くの予算を獲得してございますし、またあわせて来年度についても、その下地がもうでき上がっているということで、平成25年度も新たにかなりの額、この那須塩原市に景気対策として予算、国の予算ですけれども、持ってくるのができた。こういうようなことも、これからの景気回復の一助に必ずなると確信しております。

また、の景気回復のための市が提案する施策についてお答えいたします。

本市のイメージアップを図るために、観光誘客イベントの開催や県主催のとちぎ元気グルメまつり、あるいは観光情報の提供や観光キャンペーンを積極的に実施してまいりたいと考えております。

なかなか細部まで詰まっておりますが、那須塩原の観光誘客イベントに必ず大きな効果が出るよう細部まで注意深く詰めながら、県とともにこの事業についてもやっていきたいと思っています。

次に、市としてコンベンションホール等の施設をつくる考えがあるかについてお答えいたします。

本市において国際会議場や見本市が開催できるコンベンションホール等の集客施設の設置については、その必要性や費用対効果の観点から現時点では大変難しいと考えておりますが、状況の変化、さまざまな手法がございまして、それらについては将来ともに模索をしながら進んでいきたいと思っています。

次に、の市内の各産業を子どもたちへ伝え、広めていくような施策についての質問にもお答えいたします。

まず、議員が申されました塩原温泉の観光宣伝につきましては、合併前の塩原町のころから、塩原温泉観光協会が主体となり、総合的な学習の場として塩原中学校の生徒を参加させ、塩原温泉地域の観光関係者とともに塩原温泉早春キャンペーンイベントを毎年実施しているというものがございます。

また、ことしは、3月13日にとちまるショップと周辺の駅において、塩原中学校の1年生の生徒とともに観光パンフレットやノベルティーを配布する予定と伺っております。

市といたしましても、地場産業への理解促進と各産業へのかかわりに興味を持っていただけるように、基幹産業に触れる機会として、小学生段階では、工場の社会見学やおにぎり、バターづくり体験のほか、中学生段階では、農作物の栽培、収穫作業を体験するアグリ体験学習支援事業や職業体験、マイチャレンジ事業などを行っております。高校生に対しましても、牛乳離れの改善、あるいは牛乳の消費拡大を目的とした講演会の開催のほか、大学生においては、インターンシップの積極的な受け入れなどの施策に取り組んでおります。

今後とも、基幹産業の重要性を啓発してまいります。

また、の塩原温泉街における保育園の考え方についてもお答えいたします。

塩原温泉地区には民間の保育園が1カ所あり、観光業の従事者などの子ども約50人が入園しております。

近年は、人口減少に伴い、園児数も減少しておりますが、塩原温泉地区の労働力確保のためにも必要な施設であり、今後とも安定的な運営を支援してまいりたいと考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

順次、再質問をさせていただきます。

に関して、 に関しては、観光産業の推進と向上をお願いしている質問文でございますので、一括して質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、市長さんの市政基本方針によりますと、今後の那須塩原市に秘められたもろもろの活用する財産がたくさん眠っていると。これを引き出すためにも、この特定任期付職員の方は、産業審議官という地位を得られて、これから活躍してくださるのではなからうかと、このように思っております。

ぜひとも塩原を初め全地域が観光産業、観光産業といいますと、サービス産業に拡大してもよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今、質問をいただきました。詳しくは後で産業観光部長のほうで。私のほうからは特定任期付職員の採用の若干の経過。

これについては、昨年の市長選の私の公約の一つでございました。いち早く他市の首長さんも、私のが記事になっておりましたので、同じようなことをしたいと、こういうことで募集をかけた中では、現実として応募者がゼロだったと、こういう現象も県内にはあらわれておりますが、この場合は、塩原温泉、あるいは板室、こういうもののブランド性というのが私は非常に高かったのだと思いますし、あるいは募集の仕方といいますが、こういうものもよかったのかなということで、本当に全国から14名の、特に腕ききの観光誘客専門に生涯をかけたような人たちが集まってくれたと。

こういうような中で、私としてもこの事業に大変期待をしております、期待を過度にするというわけではございませんが、こういう人たちが集まっていただけのブランド性、これは塩原、あるいは板室という古くからの観光地の一つの大きな売りであり、美点であり、あるいは魅力であり、こういうものが結集した結果、今日の状況に至っていると考えております。

あとは部長のほうから再質問についてお答えいただきますが、そういう経過の中で非常に多くの人が集まって、その試験に挑んでくれたと、こういうこともやっぱり地域の可能性だと思うんです。そんなことは、答弁で誇りに思うのはなんですけども、こういう可能性を持った市を大変誇りに思って、この事業に期待をさせていただいている一人でございます。

あとは部長のほうから答弁をお願いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） ただいま観光産業というのはサービス産業と言ってもいいのではないかというふうなお話でございますけれども、まさに観光産業は本当にサービスをモットーとした大きな産業であるという位置づけを本市としてはいたしているところでございます。

それからもう一つ、いわゆる本市のポテンシャルが高いという。農観商工全ての面でバランスがとれておりますし、これが市の自慢でもあるわけでございます。たくさんの資源や、資源といいましても、農産物や、あるいは温泉や観光資源、あるいは自然、そういったものが本当にバランスよくとれた都市であるというふうに私は考えてございます。そういったもの、資源を最大限生かしていくために、今回、産業観光担当の政策審議官を4月に任用するというところで今予定をしているところでございますけれども、そういったすばらし

いい人材が登用されることによりまして、いろいろな資源も含めて、これからの観光地、あるいは本市の産業のあり方を含めて、事業あるいは施策をどんどん加速することができるのではないかと、このように考えてございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ただいま市長さん並びに部長さんからご答弁をいただきました。

どうしてこのことを質問したかといいますと、市政基本方針をちょっと読ませていただきます。「本市は、生乳生産額本州第1位である酪農業をはじめとする農林業、国内でも珍しい111湯の泉質を誇る塩原温泉や下野の薬湯と称される板室温泉、明治期を中心とした開拓、開墾の歴史遺産、鉄道や主要な国道による利便性の高い交通網の形成など、今後とも発展していくことができる多くの可能性を秘めた都市であります。」と。

本市が持つ可能性を最大限に引き出し、市の特性を十分に生かしていくことが重要であると考えているということが方針として出ておりましたので、このことを踏まえまして、先ほど農観商工連携ということですが、これに福祉も、それから教育も、全てがかかわるんじゃないかと思えます。

そうしますと、やはり予算の配分方法とか、連携による組織の横のつながりとか、こういうものも自然に考えていかなければならない問題になると思います。ぜひとも本市全域がサービス観光産業の第一人者になるようになれば、またそのように目的をしていただけるかどうか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまの産業、いわゆる観光業の先進的なのという、そういう意味でのご質問かというふうに思いますけれども、本市におきましては、産業は基幹産業であるという、

そういう位置づけでございますので、この観光地が、特に今、風評被害で非常に低迷している状況にはございますけれども、今、そういったものを払拭するためのいろいろな取り組みを行ってございます。

特に、観光を含めてこの地域のPRや、あるいはキャラバン等の活用による直接的なキャンペーンとか、そういったことを今、積極的に展開をさせていただいているところでございます。そうした中で、今般任用することになります政策審議官のノウハウなどを十分に生かせるように、今後、そういったいわゆるノウハウを生かしながら、これからの観光行政を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 大変細かいことを伺うんですが、連携されているかどうかということのポイントになりますので。那須塩原市のそれぞれの地域の観光客の入り込み数及び宿泊客数が東日本大震災以前の数値に回復されるよう努力されることでしたが、市当局として現時点で取り組まれる、また取り組もうと考えられている事業計画がありましたらお教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま取り組まれている事業計画等があればというふうなお尋ねかと思えますけれども、その事業につきましては、来年度予算の中でもいろいろとお願いしている部分はございますけれども、現在取り組んでおりますのは、2月の臨時議会のときに予算を、補正予算でございますが、議決をいただきました。その取り組みといたしまして、今月から栃木県域テレビとあわせて、埼玉県域テレビによる放映事業に

着手する予定を今してありまして、早速、広報宣伝活動、PR等がそういったメディアを通して放映されていくことによって、この地域の知名度が高まるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ありがとうございます。補正予算でテレビ放映をしていただけるということですので、栃木県と埼玉県で、人口の多いところですから、より多くの方に見ていただけたと思いますので、楽しみにいたしております。

そして、今伺うと、産業の活性化の戦略としては、誘客のターゲットを首都圏に置いていらっしゃるわけですね。東京には放映しませんけれども。あるいは、遠くの関西とか中部のほうへの宣伝ということに関しては、いかがお考えでいらっしゃいますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまPR先についてのお尋ねでございますけれども、現在行っているPRを中部あるいは関西、そちらへ広げるということはどうかというふうなお尋ねでございますけれども、特に現在取り組んでおりますのが、首都圏を中心とした取り組みが主体ということになっておりまして、まさに関西での、栃木県も含めてそうですけれども、知名度が非常に低いという状況でございます。そういった実情がございますので、そういったいわゆる知名度の低い地域においても新たな観光客を開拓できるように、これから取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますけれども、現在、具体的な形で誘客に向けた取り組みということよりは、この4月に任用することになります政策審議官の活用によって、そういった関西方面におきまして誘客

のための宣伝活動などに取り組んでいければというふうに考えてございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ただいまの部長のご答弁によりますと、知名度が低いので、まずは知名度を上げるために首都圏のほうを主体にしたいと、こういうことでございますので、この付近のやはりそういうふうに思われていらっしゃるどころがいち早く改革をなさった例が下野新聞に載ってありました。

那須観光協会は、町の観光協会に改名をして、誘客を目指し、オール体制で誘客をするということが載っておりましたので、お伝えをし。那須は、いろいろと観光に対して対応が早いんですね。これは、都会の方があそこに進出しているのかなと思ったり、地元の人たちの考え方が割合固執していないのかなと思ったり、判断をすることがございますけれども、前もロイヤルリゾートというのを雑談で話しましたら、市長さんがさっとそのことを議会に発表されていらしたんですね。

ですから、それぞれの部署の方は、全域のサービス産業に発展させるのであれば、かなりアンテナを高く掲げていただいて、今、何がどういうふうに必要なのか、それが市の経済の向上に役に立つのかということを常にお考えいただければと思います。

関西のほうの粗略にもできないのは、この審議官の方は日本旅行さんからお出になられていらっしゃるって、基本的な観光は日本旅行さんで勉強なさったんだと思うんですね。

エージェントさんというのは、お客様を集める企画をつくったり、お客様を集客するのが目的でいらっしゃると思います。ですから、日光が世界遺産になられて、やっぱり日光へ来ただけで、そこにずっととどまるということはないわけですから、旅

行企画書というものを上手につくっていただくというのも一つの手であるんじゃないかなと、かように思います。

私が考えるのは、やはり那須塩原市あるいは栃木県県北に滞留していただく時間をできるだけ多くすることが、産業の基本的な向上になるんじゃないかと思うんです。まずは来ていただいて、そこにとどまっていただく。それには何をしたらいいか、何ををつくったらいいか、何を今望んでいるんだろうということに皆様のお気持ちをはせていただければ、必ずや、いい場所ですから、よくなるんじゃないかと、そのように思います。

もう一つ伺うんですが、コンベンションのときに教育委員会さんの答弁をいただくように思っておりますので、そのときに伺うべきか、誘客の方法の一つとして伺うべきか迷いましたけれども、これを過日配付していただきました。「那須塩原市の文化財」という。どういうところにお配りして、どのような利用方法をして、誘客につながるのかどうか伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのご質問にお答えいたします。

誘客について教育部のほうで意見を申し述べるということはちょっと差し控えたいと思いますけれども、先ほど来出ております農観商工という一連の中の観光の、本市の観光財産あるいは観光資源としての位置づけの文化財ということでの取り上げ方をされれば、私どもは願ったりかなったりであるわけですから、観光財産としての文化財というコンセプトで、そういった誘客につながるような取り上げ方をしていただければこれ幸いと、このような印象を持っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 拝見しまして、とてもいい文化財のDVDなので、いろいろな方面でいろいろな方に知識として知っていただきながら、広く公開していただくのもいいんじゃないかなと、かように思います。

先ほどちょっと聞きそびれてしまいました、景気回復をどういうふうに感じられていらっしゃるかということと、それから24年度末の見込み、これは観光人数で、塩原も西那須も伺いに参りましたけれども、正確なご答弁は、県のほうから来る数値で発表しますということで、伺えなかったんですね。なものですから、宿泊人員で結構でございますので、これは塩原、板室はわかると思いますので、お聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） ただいまの宿泊人員と入り込み客ということでのお尋ねでございますけれども、24年度の集計がまだまとまっておりませんので、お答えすることはちょっとできませんが、参考までに、平成23年度の実績でよろしいでしょうか。

23年度の実績で申し上げるとするならば、観光客の入り込み数が、本市は811万8,334人でございます。宿泊数ということでございますが、83万7,658人ということになってございます。それぞれ、入り込み客数につきましては、23年の数値でございますので、前年に対しまして21.6%の減、それから宿泊数につきましては、22年度に比較しまして23.1%の減ということになってございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） どうして宿泊人数を伺うかといいますと、年間の行事予定がもう出ており

ます。塩原に関しては、大変丁寧に観光協会が月別に出していただきました。ですけれども、それが効果があったかどうかというのがわかるのは、より早くにお越しいただいた人員がわからない。数字がわからなければ、次の政策は打てないんじゃないかと思うんですね。

ですから、宿泊人員というのは、入湯税で翌日にはもうわかるわけです。入湯税は預かり金ですから、当然それをどこかで集約するようなシステムになっていれば、翌日に人員はわかるんじゃないかと私は思うんですね。

ですから、これからご指導においては、入湯税というのを基準にして、できるだけ早くにわかると、この月の計画は成功だった、来年度はどういうふうにしようという、こういうことが政策としてできるんじゃないかと私は思いますし、大きな数値でいくとすれば、除染で七十何億円という除染費用をかけた。ですけれども、その除染をした風評被害に対する払拭はできたのだろうかとか、いろいろな想定ができるんじゃないかと思うわけです。ですから、かけたものに対しては、数値が出てこない、わかりかねますので、ぜひその点をひとつよろしく願いをし、
、
を一緒にいたしましたので、
に移らせていただきます。

新たな施設の設置は難しいとのお答えでした。

それで、今、本市近郊で有効活用できそうな施設として、ハーモニーホールがございます。ハーモニーホールは、地元において市民が音楽や演劇を楽しみながら鑑賞できる施設として設置された文化施設であることは理解しておりますが、コンベンションホールとして利用可能か、産業観光行政の立場からその見解を伺います。

また、利用するには、もし規制があるならば、ハーモニーホールは市民が音楽や演劇を鑑賞する以外にどのような利用方法があるのか、文化施設

を管理する立場から教育委員会にお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまのコンベンションホールということでお尋ねでございます。その中の施設、今ある施設として那須野が原ハーモニーホールというふうなことが出てまいりました。

ハーモニーホールというのは音楽ホールとしての施設でありまして、コンベンションホールとしての機能は備えていないということで聞いてはおりますけれども、文化施設という位置づけになりますれば、大会でありますとか、あるいは集会など、大規模な催しなどは行うことができると思っています。

産業、観光行政の立場からというふうなことでございますが、それは産業、観光行政に限らず、各種の集会や、あるいはシンポジウムとか、そういったものの使用ということではできる、そのように考えてございます。利用できると思います。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 教育委員会といたしましてお答え申し上げます。

これは2市の共同運営という形で、大田原市の財団に事務委託をして、これらの運営に当たっておるわけでございます。

先ほどの岡部議員のほうで理解されている文化施設の芸術的な内容、そういう利用の方法ということで間違いはないんですが、ただし、産業観光部長さんが今お答えになりましたとはちょっと、私も施設の管理運営を預かる立場としては、特に利用の制限はないということはあるんですが、いずれにしても、この施設の運営方針、あるいは貸し出しの規程、こういったことに基づきま

して、一、二年程度前からそれらの事業計画を練ってあります。さらには、それらの運営に当たっては、評議員会、理事会、あるいは施設の運営委員会、こういった幾つもの組織に諮りながら、これらの施設の運営に当たっているということでありますので、中の対応としても、コンベンションホールとして、区割りとか、施設の対応とか、そういうものをにわかに変更するのはなかなか難しいのではないかとのこと。

それと、多くの運営方針に基づいてかかわっている組織がございますので、そういった方々の理解あるいは同意、こういったものも必要となってくることから、にわかにはこれらのコンベンションホールとしての機能誘致、これは非常に難しい状況ではないかと、このように理解はしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 今度の審議官がどういふふうにお考えになるか。そうしますと、お客様を、こちらのお客様はお受けできないと、こういう団体さんはお受けできるとか、分けなくちゃならないときも生ずるかもしれませんね。こんないい場所だから、農業団体の全国大会がしたい。教職員組合さんの全国大会がしたい。女性の集まりでも、1,000人以上の集まりというのがあります。

ですから、でき得るだけ。お役所仕事で、これはこうだからじゃなくて、それは特別なことで、毎日のことじゃないですから、各部長さんが知恵を絞って、汗を流して、そのときは規制を外してでも大勢の方に来ていただくというようなお気持ちを持っていただきたいのと、私はかように思います。

そうでないと、ハーモニーホール、それは音楽のすばらしいのを聞かせていただいていますし、

オペラも聞かせていただいていますけれども、もっともっと広い意味で活用できたら、市民の方たちのより一層、それから全国のより一層の方たちが理解してくださると。

あの設計は、女性の方が設計なされて、コンペティションであの形が採用されたんですね。ですから、建築の中でも割合意味のある建物であろうと思います。ですから、どうぞいろいろな面でこれもご理解をしていただきたいなと思います。

そして、に移らせていただきます。

塩原地区の観光面において、地区の活性化のため、小中学生や高校生たちとというのこのことに関して、これは教育にも相当しますし、観光産業の大人の教育にもあるので、過日、下野新聞さんと、連絡協議会さんが何かマナーの勉強会をJTBの片桐さんという方を講師に招いてなされたら、こういうふうに載っております。ということは、まだまだ観光産業に対しての市民あるいは従事者のレベルについては、教育をこれからしなければならぬというお考えでのごことでしょうか。議長（君島一郎君） 岡部議員に申し上げます。

1のにつきましては、観光業の関係の方の勉強ということではなくて、趣旨につきましては、小学生たちがみずからの手でという形で載っておりますし、子どもたちの観光産業に対する形のものが趣旨かと思っておりますので、質問内容の変更をお願いしたいと思います。

12番（岡部瑞穂君） それでは、もう一度、に関しまして再質問を申し上げます。

塩原温泉地区の観光面において、地域の活性化のため、小中学生や高校生たちと多くの政策に取り組みされているとの答弁は大変評価させていただきます。その上で、改めて再質問をいたします。

これらのことは、広報などを使って広く市民に周知または情報発信されていますか。伺います。

さらに、これまで7年間行われてきた塩原温泉観光マイスターの情報発信で取り上げられたり、生徒たちに対して応募が行われたかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 小中学生による観光キャンペーンについての取り組みということでございますが、観光キャンペーンの周知につきましては、塩原中学校の生徒さんたちによります観光キャンペーンでございます。これにつきましては、塩原温泉観光協会の機関紙、年4回発行するものでございますが、こういった紙面での紹介でありますとか、あるいは学校だよりを通して地区の方々にも周知をさせていただいているということで聞いてございます。

そのほか、塩原温泉観光マイスターのほうの関係についてでございますけれども、これにつきましては、小中学生も募集の対象者ということで募集をしておりますが、現在のところ受講されておられる方はいらっしゃるという状況を聞いてございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 今まで続けられましたマイスターの認定者の人数と、その活躍の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 今までの、過去7年間の実績と効果ということについてでございますけれども、これまで7期まで実施をさせていただいたところでございます。

24年度の認定される受講者を含めると、合計で395名の認定者が輩出されることになってござ

います。これだけ多くの方が受講されたということは、塩原地域における観光マイスターとしての知識や経験、そういったものはかなり習得できているのではないかというふうに思っております。

これらを見たときに、一定の成果が上がっているのではないかということが言えると思っておりますけれども、特に郷土愛を育んだり、あるいは地域の財産を次代に引き継ぐこと、そういったことを目的に継続して実施していくということで考えてございます。

平成25年度におきましても、第8期生を募集するというようにしたところでございます。定員は60名ということで予定してございます。3月6日現在の応募者数は、現在のところ18名という状況になってございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 非常によい成果をとというご判断でございますので、ぜひ認定を受けられた人たちが活躍できるように、またはその方たちがどういうふうに塩原というものをリピーターとして大切に思ってくださいかということまで含めて、今後のご盛會を祈っております。

それでは、12番の再質問2に移りたいと思っております。

塩原地区を初め、観光地の活性化に大切なことは、どのようなことだと考えられていますか。私は、接客の基本である接客ではないかと思っております。そして、全ての住民がそれを学ぶ環境づくりを大切にすることではと考えていますが、いかがでございますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまのご質問でございますけれども、観光地の活性化に大切な

ことということでございますけれども、特に観光地でありますれば、ホスピタリティー、いわゆるおもてなしの精神をもって接客に当たるということが本当に基本として必要になってくるのではないかとこのように思っております。

そうした中でリピーターの確保ができ、さらにそのリピーターが周りの方々を呼び込んで、さらに観光客の増加につながる、そういう流れになってくるというふうに思っておりますので、特に平成25年度におきましては、ホスピタリティーの充実ということで、市としても観光協会さんと連携をしながら、ホスピタリティーの研修会とか、講習会とか、そういったものを開催しながら、全体の地域としてのおもてなしの精神のもとに、観光誘客が図れるように市としても取り組んでまいりたいというふうに、こう考えてございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 部長さんの今のご答弁ということで、観光協会連絡協議会が合同の事業として、那須塩原の魅力をホスピタリティーで表現しようということで、お勉強会をしたということでございますね。ですから、どうぞこういう、学んで悪くなるということはありませんので、ぜひとも継続をしていただきながら、よい環境づくりをしていただきたいと思っております。

に移らせていただきます。

に関しましては、今後とも安定的な支援を行うということを市長さんからいただきまして、大変……。

私も、子ども3人を育てるのに、塩原保育園でお世話になり、商売も並行してできたという経緯があります。

ですけれども、大変怖いことは、今から十何年前に、小学校の生徒さんが徐々に少なくなっていくので、統合になるのではないかと。そのときに、

上塩原小学校の建設の話が出ました。そのときに、あるPTAの人たちが、統合に向けて、よいものをつくったらいんじゃないかと言って、行政と言い分、考えが違ってはいますが、結局は一貫校になる予定です。

保育園もそうなるのではなからうかと、こういうふうなときに、私経営の保育園で、市で大きなバックアップがなければ、これはやめてしまいたくなる環境だと思いますので、私はぜひともその点を考慮して、なければならぬものですから。昨日、最初の山本はるひ女史の質問にもありましたので、大きな面では、こども園とか、それから認可保育園とか、そういう形になるかもしれませんが、今の塩原保育園は個人の経営でございますので、経営に不安定が来れば、東保育園のほうに力が多く行ってしまうような気がして、それが心配で、ここに観光地としてはぜひとも保育園が必要であるということを確認させていただいて、公の場所で市長さんの支援を行うというご答弁をいただいたので、安心してこれは見守らせていただきたいと。

ただ、1つ聞きたいのは、今あります塩原保育園の建築をした年月は大体どのくらいになりましたでしょうか。伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 塩原保育園の建築年次ということでご質問をいただきましたけれども、議員がおっしゃいましたように、私立といたしましても、社会福祉法人天野会さんが設立されて、運営をされているということでございます。

先日来出ておりました保育園整備計画、その中でその辺の調査といたしますが、表現をさせていただきます。塩原保育園につきましては、開園年月が昭和31年11月ということでございます。施設の建築

につきましては、古いほうといたしますか、昭和44年4月と、それから増築か何かの対応をされたんですかね、昭和52年12月というふうな年月になっております。構造につきましては、鉄筋コンクリートの3階建てという形でございます。

それで、私どもも、この商工と観光関係ということで、その中に保育園のご質問が入っていたので、どういうことかなというふうにはちょっと感じておりました。先ほどちょっと議員がおっしゃいましたけれども、その塩原保育園を運営されている社会福祉法人天野会さんが、今度の4月から西那須野地区の東保育園の民営化を受けていただいているということで、その辺の絡みで塩原保育園の今後がというふうなご心配なのかなというふうな感じもしておりましたけれども、この現在策定中の保育園整備計画の中でも、塩原保育園につきましては、民間といたしますか、私立の保育園の重要な一園だというふうな位置づけになってございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 先ほどに続きまして、保育園施設を視察されるといったことで、現況、実態を把握されているか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど保育園の建

築年次等のご質問もいただきまして、現地のほうを見ているかというふうなご質問でございますけれども、私自身はまだ、こちらへ来てちょうど1年なんですけど、行ったことはないんですけども、外からしか見たことはないんですけども、もちろん担当のほうでは、必要に応じてその場その場で伺ってはおります。

それと、先ほど言いました保育園整備計画のアンケートの中でも、そのようなことについても記載等もいただいておりますので、把握はしているということでございます。

さらに、先ほどの市長の答弁で、現在、約50名の入園児がいるということでございますけれども、正確には55名、入園児がございます。その中で、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに欠ける理由といたしますか、につきましては、宿泊業あるいは飲食店ということで、観光業関係のお仕事をされている方がそのうち45名ということで、やはり塩原温泉地区の観光業の振興のためには必要な施設ではないかというふうに感じておるところでございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 現況を発表していただいてありがとうございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

それでは、時間も迫っておりますので、質問2に移ります。

この項目は、もう既に、平成24年12月の議会において質問させていただいた塩原温泉地内にある公共施設につきましては、取り壊すとの答弁をいただいておりますが、以下の施設について、現在までの経過と跡地利用について伺います。

塩原ゆっくりセンターについて。

塩原視力リハビリセンターについて。

塩原文化会館について。

塩原小学校について。

その他、市内におきまして、公共施設が取り壊され、空き地になるようなものがあるか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、2の跡地についてお答えをいたします。

まず、のゆっくりセンターにつきましては、解体工事が今月に終了いたします。

その後の土地利用につきましては、敷地が土砂災害特別警戒区域内にあることから、利用できるかも含め検討をしてみたいと考えております。

の塩原視力リハビリセンターにつきましては、3月8日に閉所式を行い、今年度末には閉鎖されるということになっております。

当該センターのほうから平成22年7月に、市に対しまして取得の意思確認がありましたけれども、その時点におきましては、取得は難しいとの回答をしたところでございます。しかしながら、今年度になりまして、大正天皇の御用邸跡地であったということなどを鑑みまして、観光の拠点施設等として活用できないかどうか検討をしているところです。

の塩原文化会館につきましては、平成24年12月議会においてお答えをしましたが、現時点で利用を決定しているわけではありませんので、解体、整地後の跡地利用につきましては、地元及び庁内関係各課と協議をしてみたいと考えております。

の塩原小学校についてでございますが、塩原小学校の管理教室棟につきましては、塩原中学校敷地内に国庫補助を受けて新校舎を建設することから、原則、取り壊さなければなりません。

なお、跡地利用につきましては、今後、地域の皆さんと協議をしてみたいと考えております。

その他、市内におきまして、公共施設が取り壊され、空き地になるようなものがあるかについてでございますが、平成24年3月から西那須野清掃センターの解体が始まり、平成25年2月に解体が終了いたしました。跡地利用につきましては、まだ決まっておりません。

また、黒磯清掃センター及び塩原クリーンセンターの取り壊し時期につきましても、まだ決まっておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 12月にご答弁いただいたのとはほぼ同じようなことで、ゆっくりセンターはもう建物がございませぬ。これらは地域の方と話していただけるということですので、それはそのときそのとき必要だと思いますが、車座談義で、これは国立塩原リハビリセンターのことでしょうか、お話し合いがなされた、意見を聞いたようですが、その内容をかいつまんでお話しただけですでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座談義でこの塩原視力障害センターの跡地のことについて話し合われたということでございますけれども、ちょっと詳細は確認してございません。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ご出席いただいた方のコメントが幾つか載っておりますが、それらもどうぞお調べいただいて、ご検証いただきたいと思っております。

非常に大きな公共施設が取り壊されるものですから、今までにないほど跡地に関して広いところができてまいります。必要なこともあるでしょうし、売ったほうが、市にとって、より効果的だと

いうところもあるかもしれませんが、何か施設をつくったほうがいいということがあるかもしれませんが、一番大切なのは、市長さんが2013年1月12日に下野新聞に発表していただきました視力障害センター跡地の、このことに関しまして大変魅力のあることが載っておりますので、詳しくお話しをいただければ幸いです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これは、今までは国に対して、全く話し合いもしないと、要らないと、こういうことで進んできたと同っておりましたが、国のほうからの働きかけもあって、一番の内容は、やっぱり御用邸跡地がただの競売になると、外国の資本、こういうものにストレートで行く可能性が高いと。こういうことを国自体も心配をして、私どものほうに改めて協議があったのは事実でございます。

ただ、まだ現段階においては、取得をする、しないにしても、単価の提示もあったわけではございません。こういうようなことで、那須塩原市として本当に取得可能なものかどうか、これについては、これからの交渉を含めて可能性を探っていくと、そういう進行になるものと思っています。

こちらで考えていたよりは、とてもゆっくりしたスピードで国のほうからは提示がなされておりますので、例えば、じゃ、本当に売買できるかどうか。あるいは、そういうものの申請を出してくれというのも、とても、こっちで考えていたより、かなり時間があるんですよ。そういうようなことも含めて、現在、慎重に対応させていただいております。

なお、具体的な対応等については副市長あるいは企画部等で行っておりますので、時間のあれもでございますが、ぜひ副市長のほうからも一言ご発

言いただければと思います。ご答弁させていただきます。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） 御用邸跡地の件でございますけれども、新聞報道等いろいろ先行しているところでありまして、まだ実際は国のほうともきちんとして調整ができていけませんので、あくまでも今、報道等で行われているような部分につきましては、市のほうでも一つの可能性として考慮していると、検討段階にあるところではございますが、市のほうが仮に払い下げを受けるというようなことになりますと、当然、公益性が必要となります。それから、まさに塩原の入り口に当たる場所でございますので、そういった意味で、全体として塩原の基幹産業であるところの観光業等に十分いい形での経済効果、波及効果があることが望まれると。そういった観点から、具体的には健康増進施設なども一つの案として、現在、市のほうで考慮しているところでございます。

これにつきましては、また我々のほうの、市のほうも検討がある程度進んできた段階で、また市内の、塩原に限らず、商工観光業者の方々といういろいろな話をしながら、どうしたらいいのか、それを国のほうの動向も見ながら総合的に勘案して、最終的に決定できればと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ありがとうございます。副市長には心から御礼申し上げます。というのは、塩原にとりましては、とても大切な場所でありませ

ず、入り口のところは、お客様に喜ばれるような施設になれば、こんないいことはありません。国の省からお越しいただいた副市長には、大きなかけ橋になっていただいて、塩原温泉と、それか

らスマートシティのことにしても全力を尽くして、過日お勉強させていただきましたが、この2つがかなうようであると、恐らく5年、10年後の塩原はバラ色の地域になっていくのではなからうかと、このように期待をし、一方では日本旅行さんの方が見え、片方ではJTBさんという、旅行業10社のうちのトップ2社の人が塩原ということを考えてくださるとすれば、あと8社の方たちとのコミュニケーションを大切にしながら、両輪で行っていただければ誘客になると思いますが、個人の協定というのは非常に費用がかかるものですから、なかなかできません。でき得れば私は、市観光協会というふうに統合され、それを櫻田議員も要望して、どうなるか質問されていたので、ぜひともいち早い統合をし、商工会、次に観光協会、そしてまたその下部組織に何々があると、横並びでできるような組織の改革もこの際とても大切だと思いますので、私の本当に最後の一般質問でございますので、心にとめていただいて、観光産業にご理解を賜り、終わりにさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、12番、岡部瑞穂君の市政一般質問は終了いたしました。

平山啓子君

議長（君島一郎君） 次に、20番、平山啓子君。
20番（平山啓子君） 議席番号20番、公明クラブ、平山啓子でございます。

3項目ほど質問させていただきます。

まず1項目め、ボランティア・ポイント制度についてお伺いいたします。

各地の自治体では、支え合う市民の力を生かせる地域づくりに向け、さまざまなボランティア活

動による地域の貢献を評価し、その活動に報いるためのボランティア・ポイント制度を取り入れ、活動範囲の裾野を広げる取り組みを展開しております。

そこで、以下のとおりお伺いいたします。

本市のボランティア活動人数、登録団体数、講座参加者数の活動状況についてお伺いいたします。

ボランティア・ポイント制度導入について、市のお考えをお伺いいたします。また、導入に当たっては、登録者に対し、ボランティア手帳を支給してはどうかと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

高齢者を対象に、これ「今後」を「介護」に直してください、介護施設などでボランティア活動を行った際には、ポイントが給付され、ためたポイントに応じて介護保険料軽減のための交付金が個人に支給される介護支援ボランティア・ポイント制度というものがあります。この制度導入について、市のお考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 平山啓子議員の質問に順次お答えいたします。

まず、ボランティア・ポイント制度についてでございます。

本市のボランティア活動人数、登録団体、講座参加者の状況についてですが、本市ボランティアセンターの平成23年度のボランティア活動人数は延べ696人、登録団体数は62団体、登録者数は個人を含めて1,687人となっております。また、講座参加者数は、手話講習会、傾聴ボランティア養成講座、介助ボランティア養成研修会及び中高生ボランティア・サマースクール等を含めて354人

でありました。

次に、ボランティア・ポイント制度導入についてですが、この制度は、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや活動継続への励みとして利用していただくことで、ボランティア活動のさらなる促進につながることを目的であると認識しております。

また、ボランティア手帳は、より多くのボランティアへの参加を呼びかけるためのツールであると捉えております。

本市では、地域福祉計画に掲げる地域の力を高めるまちづくりの推進を図るには、行政や福祉サービス提供事業所だけでなく、ボランティアやNPO法人等の関係団体、組織の協力や連携のもと、地域の課題解決に向けて取り組むことが必要であることから、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うことにより、地域福祉活動の担い手の育成を進めております。

今後は、地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動にあわせて、先進的な自治体の状況を把握し、ボランティア・ポイント制度の活用について研究したいと考えております。

次に、高齢者を対象にした介護ボランティア・ポイント制度の導入についてもお答えいたします。

この制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を行うと、ポイントとなり、そのポイントを活用して現金や商品等を送呈するというものですが、ポイントの対象とならない他のボランティアとの整合性がとれるのかという課題もあります。

また、介護保険料へのポイント活用については、家族介護等によりボランティア活動ができない人との不公平感等の問題も残ります。

さまざまなボランティア活動がある中、介護支援ボランティア活動にだけ、このようなポイント制度を導入することは、慎重に検討していかなければ

ならないと考えております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

、 は関連していますので、 、 を一括して再質問いたします。

まず、現在、たくさんの方がボランティア活動に励んでいる状況です。ボランティアの方々は本当に、見返りを求めて活動している人は、まずいないと思います。何か社会の役に立ちたい、人のためにお役に立ちたいという気持ちは誰にでもあると思います。

このポイント制度がボランティア活動を始めるきっかけになった、また励みになったという自治体の例を二、三ご紹介してまいりたいと思います。

まず、福井県の県のあれなんですけども、ボランティア活動を始めるきっかけ、励みとしてボランティア・ポイント制度を導入したということで、福井県の取り組みは、対象年齢や対象活動が限られてなく、県民であれば誰でも参加できるのが特徴と言われております。活動を行った県民にはカードが発行され、スタンプを押す形で1回につき1ポイント交付する。10ポイントで県内施設の無料入場券がいただけるそうです。200ポイントで活動認定証が発行され、予想以上にボランティア活動が広がっていると言われております。

この福井県は、1年間に1回以上ボランティア活動を行った県民は、何と60%に上ると言われております。

また、千葉県の市川市の取り組みなんですけども、ボランティア活動やエコロジー活動でポイントが付与される、いちかわエコボカードというのが発行されているそうです。これは献血や河川清掃、安全パトロール活動のほかに、市民講座の受講、アルミ缶の回収、市内に設置されたウオー

キングコースの完歩などでもポイントが付与されるなど、幅広い活動に適用されているということです。

また、埼玉県の取り組みとして、放課後児童クラブをサポートするシニアボランティアの放課後いきいき応援隊というのがあるそうです。埼玉県は大きいですから、県内約1,000カ所の児童クラブにシニアボランティアの方々が本の読み聞かせ、宿題の指導、紙芝居など、高齢者の方が子育て支援事業に取り組んでおります。核家族の中で育った子どもたちにとっては、高齢者との交流を体験することができ、いろいろな遊び、話を聞かせることができます。また、高齢者の方にとっても、子どもから元気をもらい、生きがいを見つけるきっかけになっていると。埼玉県が要望のある児童クラブとシニアボランティアとの間に立って、サポートする時間帯や回数、内容などを調整し、応援活動が展開されていると聞いております。

本市の児童クラブの状況が昨日、山本議員から質問がありましたように、本市においては30の児童クラブがあると聞いております。そこで、神奈川県のような、シニアボランティアの方が児童クラブにおいてお手伝いをやっているような箇所がありましたら教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 今、さまざまなボランティア、福祉関係だけではなく、清掃ボランティア等も含めた中での各地のポイント制度の活用ということでお話をいただいた。その中で、児童クラブへのボランティア活動について、本市の状況はどうなんだということでご質問をいただきましたけれども、先ほど市長のほうから個人あるいは団体等の活動状況については答弁をいたしましたけれども、主に小中学校関係で、授業の一

環で福祉の体験とか、そういうときにボランティアさんが行ってお手伝いをしているというふうな報告は受けておりますけれども、児童クラブにつきましては、個別の児童クラブのいろんなイベントですね、夏休みの授業ですとか、そういうときに、それぞれの団体の特徴といいますか、ノウハウといいますか、を持った団体が時々、個別に頼まれてボランティア活動をしているというふうなことは把握してございますけれども、常時、クラブの運営についてボランティアをしているというふうなことについては、ちょっと承知をしてございません。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり30カ所にある児童クラブは、クラブにおいていろいろな特色があると思います。私の地元の大山児童クラブは、もうそれはそれでふえちゃいまして、かなり拡大拡大で、これ以上入ってきたらどうしようというくらいのところもあれば、またいろいろな状況のところがあります。

そういう中で、やはり地域の元気な高齢者の生きがいの場として、またボランティア活動の場として、元気な高齢者の力をかりるということも大事じゃないかと思えます。そうすると、指導員さんの手助けになったり、本当に助かると思えます。

そういう中で、やはり預けているお母さん方も、その中で、今現在、児童クラブは1年生から3年生が対象なんですけれども、4年生から6年生も預かってもらいたいというような状況もあちこちで聞いております。きのう山本議員もおっしゃってましたとおり、いずれは4年生から6年生までのお子さんも預かるという方向になっているとは思いますが、そういう中で元気な高齢者の力を今こそかりる、そういう人たちのパワーをいただいて、それでクラブの状況を、指導員

のお手伝いをするということも非常に大事だと思
います。

その中で、さらにボランティア活動の励みと
なるポイント制度が導入されれば、なおさら励み
になるのではないかなということで、これは一応
ご要望いたしておきます。

次に、に入ります。

は、ボランティア・ポイント制度と同じ仕組
みで、対象を介護分野に限ったものが介護支援ボ
ランティア制度です。65歳以上を対象に、介護施
設などでボランティア活動を行った際にポイント
が給付され、ためたポイントに応じて介護保険料
軽減のための交付金が個人に支給されます。

高齢者人口の増加に伴って介護保険料が高騰し
た東京都稲城市が2007年に、高齢者による介護支
援ボランティア活動を介護保険で評価できないか
と提案されたのがきっかけで設立されたと聞いて
おります。

介護保険制度の開始以来、介護給付費が年々伸
び続けて、個人の保険料も上昇。全国平均で月額
5,000円に迫っています。介護給付費の抑制や予
防重視の施策が各地で展開される中、着実に広が
っているのが介護支援ボランティア・ポイント制
度です。導入自治体も、2012年4月1日現在、60
の自治体の上ってきております。高齢者の社会貢
献活動を促し、健康寿命を延ばす取り組みへの関
心が高くなっております。

そこで、この健康寿命に今、スポットを当てら
れておりますけれども、本市において、この健康
寿命を延ばすことについて、どのような施策をし
ているのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 健康寿命を延ばす
ための施策ということでお尋ねをいただきました。

健康寿命の関係につきましては、健康増進課サ
イドで保健事業の中で計画をつくりまして、対応
しているということでございますけれども、その
中で、医療、あるいは福祉、介護、それから教育
の現場なんかも含めまして各種の施策を実施して
いるところでございますけれども、この介護支援
ボランティアとの絡みでまいりますと、できるだ
け元気高齢者が介護のほうに進まないようにとい
うことで、高齢者にとっては、社会参加の促進と、
それから生きがいづくりということで有効な制度
だということで、全国で広がっているものという
ふうに認識をしているところでございます。

健康いきいき21プランにつきましては、ちょっ
と今、手元に資料がございませんので、詳しくは
申し上げられませんが、市内の関係機関で
組織をした中で、毎年検証しながら実施をさせて
いただいているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） 厚生労働省が国民の健康
づくり計画の中で健康日本21をまとめました。そ
この中で、健康寿命を指標の一つとして盛り込ん
だのがあります。

この健康寿命は、最近聞く言葉なんですけれど
も、入院や介護を受けずに日常生活を支障なく暮
らせる期間と言われております。人間が何歳まで
元気に過ごせるのかのパロメーターが健康寿命と
言われております。

2010年の健康寿命は、男性が70.42歳、平均寿
命が79.55歳、女性は73.62歳が健康寿命で、平均
寿命が86.30歳です。ここで9年から12年間は介
護などで誰かの助けが必要な期間と言われていま
す。あくまでもこの平均寿命と健康寿命の差を縮
めるための生活習慣病の死亡率を下げるなど、市
のほうでもいろいろな施策を盛り込んでいると思

います。

また、健康寿命を延ばし、健康で過ごせる期間が長くなれば、一人一人、また家族にとっても大変喜ばしいことです。健康ならば、ボランティア活動もできるし、社会参加の道も開かれます。医療や介護など社会保障費を減らすこともできます。

ここで、介護保険料の軽減策として、本市の取り組みをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君に申し上げます。

質問が介護支援ボランティア・ポイントということで、介護政策といえますか、健康寿命、こういったものの質問の趣旨ではないかと思しますので、もう一度、質問の趣旨に合った質問をお願いしたいと思います。

20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） では、違う角度から。この介護保険を3年間利用しなかった元気な高齢者の介護保険料を軽減するためのポイント制度を創設してはいかがだと思いますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 1回目の市長の答弁で申し上げたとおりでございますけれども、先ほど議員のほうでおっしゃいました、東京都稲城市が特区を申請して、厚生労働省と協議して始まっている制度だというふうには、私のほうでも認識はしております。

その中で、このボランティア・ポイントを介護保険料の控除といえますか、直接的に結びつけるのはだめよといえますか、いかがなものかというふうな厚生労働省の見解もございまして、結果的には、ポイントに応じて現金あるいは商品券等で返していただくと。現金ですと、それは介護保険

料の納付にも当然つながりますが、直接的に介護保険料の納付と相殺するといえますか、そういうことについては、私が聞いている範囲では、どこの市町村でもやられていないのかなというふうに思っております。

介護保険料との絡みはそういうことでございますけれども、そのほかに、先ほど言いました健康寿命の関係で、高齢者にとっては有効かなと。

さらには、本県の中でも小山市と日光市が実施をしておりますけれども、そのほか全国でも、先ほど言いました地域の特産品との交換、あるいは市内限定の商品券ということで、そういう意味では、地域経済の活性化につなげるというふうな目的も持って実施をされているところもあるようでございますので、その辺については有効性があるというふうには私のほうでも認識をしております。

ただ、最初に市長が答弁申し上げましたように、個人個人によって、家庭の事情とかがありまして、やりたくても介護のボランティアができないという方ももちろんございますので、その方との絡みはどうかかなということでございます。その辺も含めまして、先行で実施されている市町村で登録している方が何人ぐらいいるのかとか、その辺も調査をさせていただいて、検討していただければならないかなというふうには感じております。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

なかなか、いろいろな障害というか、乗り越えなくちゃならない壁がたくさんあると思いますけれども、この介護支援ボランティア制度を2008年からスタートさせた愛知県の津島市というところでは、地域でのボランティア活動に汗を流す65歳以上の高齢者に対して、指定された病院や介護施

設などでボランティア活動をすると、ボランティア手帳が配布され、そこにスタンプを押してもらえ、30分程度の活動でスタンプ1個、1日スタンプ4個までが限度だそうです。10個で500ポイント、5,000ポイントが上限。1ポイント1円で地域振興券に交換。市内の協賛店で利用ができ、元気な高齢者の生きがいを育み、地域経済の活性化と一石二鳥の効果を狙っているところです。

人のために尽くしているボランティア活動が自分のためにもなる、口コミで高齢者のボランティアへの関心が現在広がっているということです。

私たちは、現在、例えばお世話をする立場は、いつの日かは今度はお世話される立場になってきます。そのときに役に立つボランティア・ポイント制度は、すばらしい制度だと思います。しかし、この制度を導入するかどうかは、介護保険を運営する市区町村の判断に委ねられております。一日も早い導入を望みまして、次の2項目めに入ります。

2項目め、広げよう命をつなぐ教育へ。

もし突然目の前の人の心臓がとまったら、どうでしょう。

今、小学校高学年以上を対象に、心停止患者を蘇生させるために有効な心臓マッサージとAEDの使用方法を学ばせる動きが全国各地で広がっております。

昨年4月には、県教育委員会を通じ、県内の公立小学校及び中学校にAEDの扱い方が収録されたDVDが配布されました。これをどのように対応されたのか、お伺いいたします。

また、小学校高学年、中学生を対象とした命を助ける授業（保健体育授業）の一環として救命講習を実施することについて、お伺いいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） AEDの扱い方が収録されたDVDへの対応と救命講習会の実施についてお答えをいたします。

DVDの配布については、平成24年5月1日付で市教育委員会から各小中学校へ、ワンセット配布を行いました。このDVDについては、小学校、中学校とも各1校において、教職員の研修に活用したところでございます。

AEDを扱った教職員研修は、これまでに小学校では全25校が、中学校では8校が、主に消防署の職員を招いて実施しており、未実施の2校についても、DVDの活用または研修を早期に実施するよう通知をしたところでございます。

救命講習については、まず中学校においては、保健の授業の中で、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当てとして、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心臓蘇生法について、実習を通して生徒が理解できるように指導しております。

また、小学校においては、命の大切さについて道徳や学級活動の中で話し合いが持たれ、友達が事件、事故などに遭遇した場合は、教職員や近くにいる大人に連絡し、救命につながる手だてがとれるよう指導しているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） このDVDは、教員らがAEDを使うことで、子どもたちを病院へとつなぐことができるということで、獨協医大から昨年、各公立の小学校、中学校に配布されたと言っております。残された2つの中学校も、早々に対応してくれると思っております。

ここでやはり先進の事例なんですけれども、神奈川県愛川町というところなんですけれども、この大震災をきっかけに、救急隊員が来る前に自分たちで自分のことを何とかしようということで、

小学6年生、中学3年生を対象に命を助ける授業が授業参観の形式で、教員、保護者と一緒に応急手当でとか、そういう実技をやっているそうなんです。これもやはり小学6年生を対象というのは、今度は中学3年生ではなくて、救命講習の動機づけとして小学6年生がやっているそうです。

また、児童3人、また保護者が1組でチームを組んで、何が自分にできるのかなど討論をしたり、救命活動をして、最終的には応急手当の修了証がいただけるということで取り組んでいるそうです。

また、中学3年生に対しては、保健体育授業の一環として、先ほども答弁がありましたように、人工呼吸、胸骨圧迫、またAEDの扱い方などを3時限。ここですと、50分の3時限で150分をかけて、中学生においては普通の救命講習がなされて、最終的には普通救命講習の証書がいただけるというような取り組みをやっているそうです。

また、横浜市の小学校、ここは小学5、6年生が対象なんですけれども、やはりここも命をつなぐ教育ということで、胸骨圧迫、AEDの取り扱い方などを学ぶ、新設された救命入門コースというのがあるそうです。これは、胸骨圧迫、AEDの取り扱い方のみをやっていることで、対象年齢が非常に低いということですね。5年生が胸骨圧迫を1年後に果たしてできるのかということで実証があったそうですけれども、6年生になったときに9割の児童が確実にできた。

また、大人は車の免許証の時に受けるぐらいで、本当に数カ月間で忘れてしまう状況。そういう中、子どもは本当に素直に学ぶ姿勢ができて、知識やスキルを吸収する力も十分にあるということで、この5年生、6年生がいずれは大人になったときに、地域の防災の推進力になるということで、今、低学年を対象にこのような授業に取り組んでいる

ところなんですけれども、今のご答弁の中で、これは定期的に行っているわけではなく、授業参観の一環とか、そのような取り組みは、本市としてはどのような取り組みをしているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私のほうからお答えいたしたいと思います。

まず、中学生の保健体育の授業での取り扱いですけれども、年間指導計画の中におきまして、2年生の保健体育で、障害の防止というような題材名で取り扱っているところが多いと思います。これは、8時間をひとくりとしている授業でありますけれども、その中で2時間ほどの時間に当て、実習を含めた学習をしているというのが現状でございます。

また、小学校につきましては、先ほど部長から答弁がありましたとおり、命の大切さについての意識を高める、あるいは救急時の行動についての意識を図るというような内容のものが行われているのが現状でございます。

また、特に夏季休業前、プールの開設等もありますので、それに合わせまして、授業参観時、あるいはPTAの保護者を対象にした救急救命の講習が行われているというような状況でございます。議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

今回質問した中で、命を助ける授業、命をつなぐ教育ということで、これからの低学年、これからの担い手となる小学生高学年、中学生に対してのこのような指導は本当にこれから必要だと思います。

また、この新設された救命入門コースは、本当に講習時間も半分の90分で済むそうなんです。これも小学校におきましては、45分授業の2こま分

で、カリキュラムを組みやすいということで、これも市を挙げてやっているそうなんですけれども、本市においてもこれを導入するようなお考えはあるかどうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ただいまの話、大変興味深く伺うことができました。私たちとしても、そういった先進事例につきましては積極的に研究をしてみたいと思いますし、本市におきましても学校あるいは公共施設等にA E Dが設置されておりますので、いざというときにそれが使えなくては設置した意味がございませんので、そういうことも含めまして、今後、十分に研究してみたいと、こう思っております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

また、学校の先生が子どもたちに教えられるように、教員免許を取得するための教職課程の段階から心肺蘇生法を学ぶのも選択肢の一つではないかなというような意見も出ております。今後、この命を助ける授業、命をつなぐ教育に本市においても力を注いでいただきたいと思います。

次の3項目めに入ります。

期日前投票についてお伺いいたします。

これは過去にも何度か質問した項目なんですけれども、あえてまた質問させていただきました。

期日前投票の利用者がふえる一方で、受け付け時に宣誓書を記入することで、緊張したり、焦ったり、また時間がかかったりと、高齢者や障害のある方が大きな負担を感じております。手続の簡素化は投票率の上昇にも効果があると考えことから、投票入場券の裏面に宣誓書を掲載してほしいとの声が多く聞かれます。実施に向けて、本市の考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古内 貢君） 3の期日前投票につきましてお答えをいたします。

本市の投票入場券は、1枚のはがきに2名分の入場券を記載しました圧着式となっております。そのため、宣誓書の掲載は難しいと今まで考えておりました。しかし、印刷技術の進歩によりまして、この圧着式であっても宣誓書を掲載できるとわかりましたので、投票入場券に期日前投票の宣誓書を掲載したいと思います。

実施時期につきましては、システムの変更や校正等の作業に時間がかかりますので、7月の参議院選挙から実施をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

期日前投票は年々ふえておりまして、手元の資料では、平成21年の市議選が16.8%、21年8月の衆院選が21.7%、22年7月の参院選が23%と、20%台を超えております。

去年行われました衆院選の資料はこちらにないんですけれども、やはり今ご答弁がありましたように、宣誓書の記載場所に法令の指定はありません。自宅での記入も本当に可能だと思います。あくまでも高齢の方、障害のある方、記入に戸惑い

やすい人たちに配慮した手続の簡素化をずっと今まで求めてまいりました。

その中、ちょっと1つ質問があるんですけども、障害者の方の投票環境の見直しが必要だと思うんですけども、この点はいかがお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古内 貢君） 障害者の方、あとは介護認定5の方、そういった方につきましては、不在者投票は通常は病院等で、院長さんがいるところでやっているという状況でございますけれども、身体障害者で歩けない方、そういった方につきましては郵便で不在者投票をやっているということでご理解いただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） たまたまご高齢の方で、車椅子で投票に行った方なんですけれども、やはり介添え人の方は投票のあそこの記載する場所まではついていけないですね。そこで、こちらのほうにずれて行ったわけなんですけれども、記載台のところに名前が書いてありますよね。その名前が2人、3人ならまだいいんですけども、ざっと30人も並んでいる場合がありますよね。それで、目がちょっと不自由な方だったものですから、これを見て書いてくださいと言われても全然見えなかったというような、そのような話もあるので、そういう、ちょっと細かい点なんですけれども、その辺にも配慮していただきたいと思います。

長年、皆様から要望がありました宣誓書の自宅での記入が今期の7月の参院選から導入されるということで、たくさんの皆さんが喜んでいると思います。本当にありがとうございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、20番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分